

令和 6 年

第 4 回 忠岡町議会定例会会議録

第 2 日

開会 令和 6 年 1 2 月 5 日

忠 岡 町 議 会

令和6年 第4回忠岡町議会定例会会議録（第2日）

令和6年12月5日午前10時、第4回忠岡町議会臨時会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1 番 河瀬 成利議員	2 番 今奈良幸子議員	3 番 北村 孝議員
4 番 小島みゆき議員	5 番 二家本英生議員	6 番 河野 隆子議員
7 番 松井 匡仁議員	8 番 三宅 良矢議員	9 番 前川 和也議員
10 番 尾崎 孝子議員		

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
町長公室長	立花 武彦		
町長公室次長兼秘書人事課長		町長公室次長兼自治防災課長	
	中定 昭博		南 智樹
産業住民部長	新城 正俊		
産業住民部次長兼住民人権課長		産業住民部次長兼生活環境課長	
	谷野 彰俊		小倉由紀夫
健康福祉部長	二重 幸生	健康福祉部次長兼保険課長	
			大谷 貴利
教育部長兼教育総務課長		教育部理事兼学校教育課長	
	村田 健次		石本 秀樹
消 防 長	岸田 健二	消防次長兼予防課長	下川 浩幸
		(各課課長同席)	

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
係 長	酒井 宇紀

(会議の顛末)

議長（北村 孝議員）

おはようございます。

本日の出席議員は、１０名出席でありますので、会議は、成立いたしております。

議長（北村 孝議員）

ただいまから、会議を開きます。

(「午前１０時００分」開会)

議長（北村 孝議員）

本日の議事日程を事務局長より報告をさせます。

議会事務局（柏原 憲一局長）

議長。

議長（北村 孝議員）

柏原事務局長。

議会事務局（柏原 憲一局長）

令和６年第４回忠岡町議会定例会議事日程（２日目）について、ご報告申し上げます。

日程第１ 一般質問

以上のとおりでございます。

議長（北村 孝議員）

昨日に引き続き、日程第１ 一般質問を行います。

通告の順序に従い発言を許します。

三宅良矢議員の発言を許します。

８番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

８番（三宅 良矢議員）

お願いします。通告書どおり質問させていただきます。

本年１０月に執り行われました町長選挙につきまして、町長が頒布されました公約ビラですね、証紙ビラの内容につきまして、原則、町長ということですので、財政や制度面を見て、多角的に達成可能性もあると踏まえた上で内容を精査し、書かれたと思っております。

その点で踏まえて、ご質問させていただきます。

(1) 障がい児療育支援の充実について、中核的機能強化事業についてお聞きします。

この事業なんですが、忠岡町の行政規模で進めていくということであれば、建物のスペースとかハード面に関しては、国から補助金もあるし、だんだんね、建物が減っていくので、そういったのを活用すれば、全然工夫すれば活用は、実現十分に達成できるレベルやと思っていますけど、ただこれを進めていくに当たっては、必須配置の専門職で理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、保育士、児童指導員、または心理担当員っていうのが書かれています。

ほかのね、支援体制にも言えることやと思うんですけど、これだけの専門スタッフを忠岡町の財政や人口規模でそろえましょうというのは、並大抵ではないと僕は思っています。それこそ選択と集中になってくるのかなと。つまり、この事業化をするためには、やはりほかの相談支援体制に先んじて、もう最優先で人材も含めて、それを整えるような行動が必要なものではないかなと考えておりますが、そこで町長としては、この施策を進めるに当たって、専門職の確保の見通し、計画について、達成に向けどのように進めていかれる予定でしょうか、お答えください。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

私といたしましても、1期目の町政運営の中で、本町における障がい児療育に係る支援について、現状ではやはり足りないところが見えてきたところであります。

そういうところで自立を図っていかなければならないと考え、中核的機能強化事業などを含めて、検討する必要があると考えておる次第でございます。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。この任期中のことでしたけど、地域包括支援センターも部長取られましたし、その専門職の確保というのが、特に福祉職でも、もう年々年々、まあお金出せばいいのか、お金出さなくても、例えば年齢でも60、70の人でもいいのかという、質や年齢やそんなんにこだわらなければ、まだ何とか確保っていうことでいけるような分野でもあるんですが、やはりこの事業を進めるに当たっては、やっぱり人の、専門職の確保、で、確保をどうし続けるかという見通しを立てた上で、できるだけこういった事業に

もし進んでいくんやったら乗り出していただきたいなということをお願いしまして、次の質問です。

この事業におけます忠岡町のニーズですね、障害者の数とか、障害児童の数とか、そんなを含めまして、どれほどのものとされた上で考えてこられましたでしょうか、お答えください。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

まず議員のご指摘のとおりで、専門職の確保については、本当に苦慮しているところでありまして、今後も状況的に厳しいものであると認識しております。引き続き、大阪府のですね、他市町との積極的な情報交換を図ることです、専門職の確保につなげてまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

8 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

ニーズの。

議長（北村 孝議員）

もう一回、三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

要は、この事業を進めるに当たって、忠岡町にどれぐらいのニーズがあるということ、どうなんでしょうか。

町長（杉原 健士町長）

年々増加傾向にあると思いますので、令和6年度についてですね、当初の見込みを大きく上回る利用が見込まれることから、今回12月議会においても補正予算を提案させていただきたいところであります。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

分かりました。こういう分野に関して、今、世界的には、2018年に国際機能分類ということで、新たにゲーム障害というのが追加されたんです。要は、スマホとかユーチューブ、ツイッター、ティックトックとかをですね、朝から晩まで見てっていう。要は、国

際的に見たら、もうそういうのに依存するっていうのはもう病気やっていうことになっているんですね。ただ、やはり現場においては、まだまだその病気という形ではなくて、何かその個人のっていうようなところになっているんで、町としてはね、特にやっぱり発達障害の方って、やっぱりそのこだわり部分、特に強い方って、やっぱり脳のドーパミンの過剰放出でこういったことの症状がより深刻化するんで、確かにハードを整えるのは重要やと思いますけど、それ以前に、その個人の生活をどうしていくか、で、町としてどうしてほしいかっていうことをしっかり踏まえた上で、この後また教育のこともお話しさせていただくんですが、町政を進めていただければと思います。

2つ目の質問に移ります。子供のチャレンジ応援です。習い事の補助ということでお聞きしています。

この助成対象の家庭の割合は、子供を扶養する全家庭の何%程度でなると想定して考えられましたでしょうか、お答えください。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

本事業の対象となる家庭の割合はですね、まだ調査・検討の段階ではございますけれども、子供を扶養する忠岡町全家庭のおよそ15%程度を想定しております。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

所得制限があることがちょっと僕も疑問を感じてはいます。平均収入の家庭でもね、子供が3人もいれば生活かって苦しいと思いますし、じゃあどこで設けるんやっていったら、多分要保護世帯、準要保護世帯、生活保護世帯とかなってくるかなと思うんですけど。

で、よそから、要はそういう家庭を誘致するんだっていう目的であれば、もう大阪市にはもう負けてしまっているんで、要は今ある家庭を大切にするんだっていうことであれば、できたらこういう、要は基準ですね、基準をできたら平均的な、まあ要は公務員の平均年収とか、例えば世帯所得の中央値って全部出ていると思うんですね。そういったふうに設定して、ちょっとその上限幅については、より社会実態を反映したレベルで確保していただきたいと思うんですけど、いかがお考えでしょうか。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

昨日もですね、前川議員の答弁にもありましたように、いろいろ本事業もですね、子供たちになるべく平等な学びの機会を提供し、教育格差の是正を図ることを目的としておりますので、限られた財源の中で、特に経済的に困難な状況で、習い事まで手が回りにくい家庭に対しての、先にですね、優先的に支援を届けたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

8 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

よくあるのがその税金を納めている世帯、納めていない世帯、ほんまに数万円の差で、じゃあうちは受けられる、受けられないと。要はそれが結局、要は住民感情で、要はルサンチマンに訴えかけると言いますか、貧乏人も貧乏人を攻撃するんですよ。要は貧しい人って、より貧しい人に対して、この人らがこんだけ恩恵を受けていると、こいつらがずっとこいつっていうことで、本来であれば行政が僕らに対して苦情言うところを、そういう人らに対して敵意を向けるんですよ。僕らそういうのっていうのは、住民感情を考えれば、こういうようなところで線を引くべきじゃないと思っているんで、せめて中央値、もしくは、例えばガソリン税と一緒にですね、今のガソリンの補助みたいに、トリガーを外すとか、すみません、補助して全体的に 10 円、20 円安くするとかっていうことで、スポーツクラブとか塾とか、考えられているところがあると思うんですけど、間接的支援、そういうところの徹底を全体にできないのであれば進めていくべきかなと思うんですけど、町長はその辺、どのようにお考えでしょうか。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

その辺もね、財政当局といろいろ考えながらですね、なるべくならそういうふうなサービスを、幅を広げたいんですけども、その辺もしっかりと、その予算までにもしっかりと、その辺を精査してまいりたいと思いますので、ご理解のほどお願いしたい思います。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

これもまた予算とかを踏まえてやってくれると思うんですけど、また、引き続き発言さ

せていただきますので、よろしくお願いします。

続きまして、民間企業団体と災害協定の拡大につきまして質問いたします。

現在のどれぐらいの協定数、官民だったりそれぞれ民間団体それぞれでしょうか。また、任期中どれぐらいの協定数の目標、協定数を目標として公約に位置づけられましたか、お答えください。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

現在の災害協定数でございますけれども、民間が３８件、団体が４０件で合計７８件の災害協定を締結しています。また、今後におきましては、第６次総合計画で、２０３０年には８５件の災害協定を数値目標として掲げていますので、本町の実績を十分考慮し、積極的に協定締結に向けて取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

８番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

８番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。その数が、例えば忠岡町の各種防災計画をですね、どのように反映して取り入れられていく、生かすつもりなんでしょうか。町長、お答えください。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

大規模災害のときでもですね、職員も被災者であり、被災自治体がですね、究極のマンパワー不足に陥るわけでございますけれども、そこで民間のノウハウや活力を最大限に活用した災害対応がですね、必要不可欠であると思います。民間との協力体制をですね、構築するためにも、まずは目標数の災害協定が締結できるよう、公民連携事業も視野に入れながら取り組む必要があると考えております。

具体例はですね、民間施設の利活用ですね、例えば既存施設、既に危ない地域の既存施設のマンション等々がありますけれども、例えば外階段を増設して屋上避難をできるようなところはないのかとか、民間施設を津波避難ビルとして使用することに関する災害協定をしっかりと結べるところも、もう一度再構築しやんならんのではないのかとか、公民連携による公共施設の防災機能の強化等々をやりながらですね、積極的にいろんなところで調査・研究をしやなあかんのかなということを考えているところでございます。

8 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。ふだん町長は、官民連携と強く訴えられておられますし、北区・生帰の方から僕も言われるんですけどね、要は津波浸水がここどうなんねんと、分かっていることを踏まえて言われていると思うんですけど、やはり心配な部分でもあると思うんです。で、先ほど言われたように、どのような、再構築ともおっしゃってはったんで、民間活力、できるだけ可視化されて、要は住民が分かりやすく、自分の命がどう救われるんだ、先、被害にあってもどれぐらいのものに、要は軽減されるんだっていうところを、できるだけ可視化され、見やすく、理解されるように、ちょっとそういう啓発じゃないですけど、構築の際には進めていただきたいなと思いますんで、またよろしく願いいたします。

続きまして、文化会館の活性化になります。

町長が率先して、以前の文化会館のことはよくおっしゃってはったんですが、具体的にどのようなことを行おうと考えておられるのでしょうか、よろしくお願いします。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

文化会館は、昭和60年の開館から今まで、軽微な修繕しか行っておらず、老朽化が進んでおります。そのため、施設の長寿命化を図るためのハード面の強化を進めることとともにですね、民間活力を使った新たな運営体制なども広く検討してまいります。

また、開館日を増やすなど、より効率的、かつ柔軟な運営を考え、住民の利便性の向上を目指していきたいと思っております。

新住民の方といいましょうか、以前にですね、いろいろアンケートを採ったときにですね、まだあそこに文化会館があるかないか分からんというような方もいらっしゃったみたいなことがありますので、その辺も踏まえながら脚光を浴びられるような建物になったらいいなということを考えておるところでございます。

8 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。あそこがどういうものなのかって、多分、新しい方からしたら知らん方も多いと思いますし、ただ、ちょっと2点確認なんですけど、じゃあやっていく中では、文化会館の長寿命化工事と、開館日の増加っていう、この2つはやり遂げていただくということで、認識でよろしいでしょうか。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

はい。そういうふうな形で目標を持っているところでございます。

8 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。鋭意進めていただいて、また、様々な部分で僕らも気づくこととか、あとお願いしたりすることもあると思いますので、その際はよろしくお願いします。

続きまして、（2）の質問に移らせていただきます。姉妹都市提携による経済活性化について、災害協定を除く部分でお答えください。

忠岡町はオーストラリアのノーザンビーチズ市とは姉妹協定を結んでいます。隔年で忠岡町の中学生在がショートステイ派遣で行っていますけど、それ以外の交流はあまりないというのが状況やと思っています。

一方で、国内で他の自治体に目を向ければ、経済や地域産業の活性化を目指して、新たに姉妹都市を結んでいく自治体も増えています。例えば、忠岡町で作られていないもの、毛布などの製造業ですね、忠岡でしたら。そういったのがなくて、例えば忠岡ではないもの、例えば水産業とか、まあ漁港はありますが、米とか、ああいうものってないですよね、一次産業を中心として。で、そういったところの地と結んで進めていくというような戦略もあると思うんですが、忠岡町では、まず1つ目、こうした経済や地域の発展を目指して、経済発展を目指して、大阪府外の市町村と姉妹提携を結んでいくことを検討できるんでしょうか。

また2つ目、新しく姉妹都市を結ぶとした場合、どんな課題や条件があるんでしょうか。2つともまとめてお答えください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

姉妹都市ではございませんが、本町では、過去に兵庫県美方町、現在は合併により香美町となっておりますが、本町住民のための保養施設として、美方ヒルズ忠岡を有していたこともあり、町同士の協定までは結んでおりませんでした。交流がございました。

現在は香美町との交流もなく、それ以外の市町村とも交流はなかったところでございます。

ご質問の大阪府外の市町村との交流や協定については、お互いの思いが一致すれば可能ではないかと考えております。

また、協定を締結する上での課題でございますが、まずこういった目的で交流するのか、忠岡町として整理、明確にする必要があると考えております。また、相手があつての話であることから、交流していただける市町村とのマッチングが最大の課題であるとも考えてます。

今年度、日本一小さな村、富山県舟橋村と首長同士の会談を実施いたしました。こういったささいなきっかけから交流につながればと考えております。

8 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。ね、どういう形で進めていくか、一致すればということなんですけど、僕やったら自営をやっている傍ら、やっぱり経済的な部分に目を行ってしまいますし、例えば隣の泉大津市さんでしたら、食の安全保障という、食を守るってところを観点に、米の作っているところとやり取りしたりしているんで、そういった部分では、忠岡町もまだまだ、頼って、頼られる部分、この辺の部分で利害関係が、利害関係っていったら悪いですけど、そういう持ちつ持たれつで結んでいけるところはたくさんあるのかなと思いますが、先ほどの回答で、整理、明確にしておく必要があるという認識で回答はいただいたと思うんですけど、整理、明確化はしていただけるんでしょうか。

何でかという、僕らが、ね、例えば結びたいなと思っても、いや現場がもうこんな要らないよと、こんなうちら条件も合わへん、条件自体がそんな、もうないからそんな、そもそもその話なんやって言われたら、そういう話を僕らも持ち出せないじゃないですか。そういう機運も高められないし、そういったところを含めて、整理、明確化はされていただけるんでしょうか、お答えください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

相手があつての話であり、今すぐということではなく、ささいなきっかけにより、締結の話が進むようでありましたら、相手方の地域性、自治体の規模と、また相手方の思いなどを酌みながら、目的の交流を整理できるかと考えております。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

できたらそういうのが具体的に表に出てきたらいいかなと思うし、町としてもそういうのを進めていきたいという姿勢が、もし、いただけるんやったらうれしいかなと思うんです。それはまた今後、またおいおい言わせていただきますんで、また、その際はよろしくお願いいたします。

続きまして、小・中学校のタブレットについて、ご質問いたします。

令和7年度、来年度には、忠岡町の小・中学校で使用しているタブレットが新しくなる予定です。タブレットの使い方や管理について、以下の点をまず、まとめて質問いたします。

タブレット形式につきましては、今、従来使われているタッチパネルだけではなくて、キーボードがついたタブレットにすることはできないのかなと。要はタイピング能力が全くない子らが、なかなか大学生でもまだ結構、3割か4割はおるといような統計も出ているんで、それを若い頃から鍛えておくというほうが、タッチパネルを使う人間よりも、タッチパネルの基盤とか、そのシステムを整えるほうが、給料が高いんですよ、事実でいくと、平均年収も。ということであれば、みんなに豊かになってもらうというのであれば、小さい頃からタッチパネルよりもタイピングできるという環境を与えるのが必要かなと思っていますんで、これについてどのようにお考えか、1点目です。

2点目です。できたら周辺市と同じようにね、子供たちがそのタブレットを家に持ち帰れるようにすることはできないんでしょうか。

3点目です。ほかのアプリをインストールしたり、入ったシステムの設定を、要はその子が自由に変えたりすることができない仕組みは導入されているでしょうか。3つまとめてお答えください。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員ご質問の小・中学校に配備しておりますタブレット端末の更新につきましては、現在、大阪府の共同調達による購入の準備を進めているところでございます。

現時点におきましては、ディスプレイとキーボード部分が分離しない、コンバーチブルのものを想定しております。

2点目のタブレット端末の持ち帰りにつきましては、これまでも夏休み等の長期休業期間に小学校3年生以上で実施し、家庭学習において活用しているところでございます。

タブレット端末の更新後は、夏休み等の長期休業期間以外での持ち帰りについても進めてまいります。

3点目につきましては、現行のタブレット端末においても、フィルタリングをかける等、児童生徒が勝手にインストールしたり、設定を変えたりできないようにしております。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。鋭意進めていただいて。

持ち帰ることは、僕、全然いいです。これは学習させていただくができて、すごいいえと思うんですけどね。それで結局ずっと1日、システムインストールできてユーチューブを一日中見ている、これは本末転倒やと思いますので、そういったものがね、できないようにというのは続けていただけるということなんで、よろしくお願いします。

4点目の質問です。

そのタッチパネル、要は入札を終えて購入したときのキッティング作業ですね、システムソフトウェアのアクセス、初期化、初期設定のとき等のキッティング作業において、システム、ソフトウェアなどのアクセス時ですよ、アクセス制限などへの対応について、タブレットを入札しました、で、その企業が、ふだんこのソフトウェアの会社とつながりがあります、片やこっちの会社を落札しました、ふだんありませんってなると、キッティング作業で手間がめちゃくちゃ違うわけじゃないですか。そういうようなことについて、入札における公平性の観点で、忠岡町はどのようにお考えなのか、忠岡町はどのような対応をされていますか、よろしくお願いいたします、お答えください。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

タブレット端末の更新に伴う入札につきましては、共同調達により、大阪府が行うものとなっております。よろしくお願いいたします。

8 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

大阪府が行うから、この作業については、基本的にはもう全然、今回の入札に関しては、ということなんですけど、多分これまでもあったと思いますし、今後、この部分じゃないけど、要は商習慣でふだんの付き合いがある企業さん、やっぱりそういう入札にとって、特に物品でね、有利に働くわけじゃないですか。これほかの入札にも言えることなんですけど、できるだけその公平性の観点を、皆さんどのようにお考えなのかっていうところを、この後の質問にも出てくるので、またさせていただこうかなと思います。

で、ちなみに5点目の質問なんですけど、中古品となるタブレットについては、どのようにされていく予定なのか、お答えください。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

現行のタブレット端末につきましては、新しい端末の購入の際に、業者が無償で回収する予定となっております。

セキュリティの関係から、児童・生徒が使用することは困難ですが、それ以外の活用方法がないか検討してまいります。ご理解のほどお願いいたします。

8 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

国がGIGAスクールのこの処分するときの、多分示していた3要素みたいなものがあると思うんです。処分ありきではなくてね、有償で回収するところもありますし、別にそれを、もう町の所有物なんで、そのタブレットのスペックで活用できるんやったら、別にどこでも活用する範囲を増やしてもええと思うので、その辺はまた教育委員会にはちょっと考えていただいて、処分を、無償回収ありきではなくて、ほかの部分も示していただくように、よろしくお願いいたします。

続きまして、不登校対策についてお尋ねします。

令和6年10月の報道で、日本全国で34万人もの児童・生徒が不登校の状態にあると報じられました。少子化が進む一方で、これはどの地域でも無視できない問題、大きな問題じゃないかと思っております。

それを踏まえまして、2点まとめて質問いたします。

1点目、忠岡町における町内の児童・生徒の不登校の原因について、教育委員会はどのようにお考えでしょうか。

2点目、子供が不登校になることと家庭環境にはどのような相関関係があると、教育委員会としてどのようにお考えでしょうか、お答えください。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員お示しのとおり、昨年度、全国的に小・中学校における不登校児童生徒数が増加し、本町におきましても、小・中学校ともに増加傾向となっております。

不登校の要因につきましては、人間関係、遊び、非行、無気力、不安等が挙げられますが、本町におきましては、小・中学校ともに、学校生活に対してやる気が出ない、無気力や不安の割合が比較的多い傾向にあります。

2点目の不登校につきましては、取り巻く環境によって、どの児童生徒にも起こり得るものであり、家庭生活の変化や生活リズムの不調等、家庭環境に起因する場合もございます。

まずは児童生徒の状況を正確に把握し、適切に支援することが重要であり、スクールソーシャルワーカー等を活用しながら、保護者との連携を図ってまいります。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。今の回答は、あくまで個へのアプローチやと思うんですよ。個人に対してどうするか、家庭に対して、その個の家庭に対するアプローチを頑張ってやっていこうぜっていう部分やと思うんですね。頑張ってるっていうか、取り組んでいこうという。ただ、集団的にね、統計に基づいて、まずこれは皆さん規制していかなあかんよね、制限していかなあかんよねっていう部分も必要やと思うんですよ。今さっき言ったSNSもそうなんですけど、その集団的に規制していくという部分での規制や対応していくとい

うアプローチについては、どのように教育委員会としてはお考えでしょうか、お答えください。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

集団へのアプローチにつきましては、やはり学校が魅力のある安心・安全な居場所になることが重要と考えております。そのためにも、児童生徒が相談しやすい学校体制や、お互いに認められる集団づくり等に取り組むとともに、家庭や地域との連携も図ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

8 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

何か今の回答でいうと、やっぱり何か学校が全部を引き受けますよってというような感覚でしかないですね。でも僕の子供も小2ですけど、学校でいる時間なんて、1年間のパーセンテージったら2割、3割じゃないですか、せいぜいね。っていうところで、学校が全部引き受けていきます姿勢っていうの、僕、ちょっと前からどうかなっているのは正直思っているんです。で、それじゃあ家庭に全部責任を負えというんかいうたら、いや、それでもないと思う。でもその部分で、これまでね、例えば議員、皆さんいろいろ質問してきたと思うんですけど、原因については調査・研究しますと。調査・研究ということは、何らかのデータや、統計やアンケート等々の話やと思うんですけど、それをよくね、おっしゃるじゃないですか。で、これまでにその調査・研究において分かった傾向やデータなどがあれば、ここでお示しいただければと思うんですが、よろしくお願いいたします。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

先ほど申し上げましたとおり、本町の小・中学校ともに、学校生活に対してやる気が出ない、無気力や不安の割合が多くなっていることが増加の一因と考えております。

学校が魅力のある安心・安全な居場所になるよう、授業改善や仲間づくり等に引き続き取り組んでまいります。

併せて、学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消等に努めるなど、不登校児童生徒が学校において、適切な指導や支援が受けられるよう尽力してまいりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

8 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

ちょっとね、再質問ちょっと事前に言うてないんで、ちょっと、それは結構なんですけど、今、なじめない要因の解消等に努めますということなんですけど、それがじゃあ例えば、スマホ中毒とかSNS中毒にあるとしたら、教育委員会としてはどのように考えていく、対応していくのか。で、先ほど町長にもお伝えさせてもらったとおり、ゲーム障害というのが、5年前に新たに、要は病気ですよね、疾患として世界的に認められたんですよ、統計的にもね。っていうことを踏まえれば、なじめない要因の原因解消ということで、かなりこの部分というのは、増えてきているという前提であれば、この部分というのは、スマホの占める、スマホとかゲームですね、この障害に含まれる部分の因果関係って大きいと思うんですが、こういったことをしっかりと発信していくべき、要は規制を伝えていくべきやと思うんですよ、改善させるために。これ改善させへんで、カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、10人、20人、30人雇えって、こんなんおかしい話でしょうって。先に根本なる病気の治療が先ですよって、これ病気って認められているんです、国際的には。

ということで、教育委員会としては、なじめない要因の解消に努めるということなんですけど、それを家庭に向けてね、教育委員会として、病気という観念を踏まえて、その辺の因果関係について、もっと発信していくべきじゃないかなと思うんですけど、いかがお考えでしょうか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

SNSの普及は、不登校に限らず、子供たちを取り巻く環境を大きく変えた一因であるとは認識しております。

SNSにつきましては、長時間使用による子供への影響やトラブル等に巻き込まれないための正しい使い方等について、学校から手紙等を通じて保護者への啓発等を行っている

ところでございます。

併せて、各校での情報モラル教育の中で、SNS等の正しい使い方や、危険性等について指導するとともに、小学校高学年や中学生には、警察関係者やSNS等のトラブルに関する専門家である外部講師による出前授業を実施しているところでございます。よろしくお願いいたします。

8 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

世界的に見ても、もうね、規制をかけていくっていう、特に先進国を中心に進めていくことで、ただ、日本においても11月に、一応、そういうことに対しての検討部会が発足したということなんですが、忠岡町としても、できたらもうそれはね、やっぱり病気なんで、正直、そこに依存するっていうのは。その辺の支援の在り方を踏まえて、やっぱりしていかないと、ただただカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが末端で、一人一人、対応を丁寧にしたとしても、絶対追いつかない話なんで、そこは教育委員会としてもご理解いただいた上で、もっともっと強く発信していただきたいなと思うところです。

最後の質問です。

これね、脳へのご褒美物質ってドーパミンですよ。要は、スマホ見ます、ユーチューブ見ます、自分の好きなものを見ます、あーうれしいっていうドーパミンがばあって発生するわけなんですよ。それを、要はすぐ尽きるわけなんですよ、簡単に手に入るから。で、ドーパミンを過剰に求めます、またスマホを見続けます、好きなものが表示されますっていう、もう悪循環ですよ。これはね、非物質系のゲーム障害というのは、その部分に関しては非物質系のものにはなるんですけど、物質系、非物質系の違いはあっても、要は覚醒剤等の麻薬中毒とかアルコール中毒、ニコチン中毒ですよ、そういうようなものなどと、要はSNSとスマホ依存をはじめとする、このゲーム障害による中毒症状は同じ方向性、くくりであると、教育委員会は考えていただけるんでしょうか、お答えください。教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

その議員おっしゃられる影響につきましては、ちょっと専門的に、私のほう、こちらも認識がございませんので、今後、情報のほう、収集のほうをまたしてまいりたいと考えております。

8 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

調べたらこれも調べられるし、多分、役所の学校にも多分そんなドクターもいるし、幾らでも聞くことはすぐに聞けることやと思うんですけど、やっぱりこの辺ってね、突っ込んでいかへんかったら、ね、学校はやっぱり、これで学校がこのふわっと押さえてしまうと、そっから漏れていく子供たち、みんな不幸になるんですよ。っていう、僕は思います、正直。やっぱり現場経験もあるし、僕もそういったワーカーとした形で、これでええんかいなっていうのはありましたし、そこはやはり突っ込んでいくじゃなくて、とがっていく表現になると思うんですけど、やっぱり子供たちが漏れていくを防ぐには、やっぱりそこは、やっぱり教育委員会として、データに基づいて、がんと進めていくべきやと僕は思っているんで、その辺につきましては、また改めてお話しさせていただきますので、よろしくお願いします。

続きまして、入札における仕様書での製品指定や参考銘柄の指定の在り方について、ご質問します。

忠岡町で行われました、物品購入入札の過程で、次のような問題があったと相談を受けたので、ご回答ください。

仕様書に参考銘柄として1つの製品が指定されていました。参考銘柄にあった製品によって、入札予定企業が見積りを販売営業先に依頼したところ、以下のような対応を受けました。

忠岡町の入札では、見積りする企業が先に決まっているので、ふだんの取引がない、あなたのような企業は見積りを出せないと、門前払いの回答。入札予定の企業が、このような対応について忠岡町に相談しますと言うと、忠岡町も承知しているので、どうぞそうしてくださいよと、何かそんなちょっとふざけた言い方で返ってきたということです。

で、忠岡町に質問です。この問題について、入札予定企業より相談がありましたか。その内容は把握されていますか。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

南町長公室次長兼自治防災課長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

まず、このご質問の中にですね、忠岡町の入札では、見積りする企業が先に決まっている、忠岡町も承知しているので、というやり取りがあったとのことでございますが、本件

にしまして、特定の販売店と本町がやり取りを行ったというような事実は一切ないことを申し上げさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

また、議員ご指摘の件にしまして、入札参加予定事業者より報告をいただきまして、内容は把握してございました。

当該案件の仕様書では、同等品可とし、広く取り扱えるように示したものでございましたが、入札参加予定事業者からのお話の中で、仕様書の読み方によっては、製品を特定されるというようなご意見や、ご質問の中にありました忠岡町の入札では、見積りする企業が先に決まっているという旨の発言があったということを踏まえ、疑義の生じた部分を再度精査いたしまして、仕様書の表現を修正した上で、申請期間を延長し、対象事業者、全社へ周知を行わせていただいたものでございます。

8 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。入札の過程についてちょっと変更があった、で、こういう過程があったということなんで、疑義発生から周知までの一連ですね、こういった報告をちょっと改めて議会に出していただけるのか、議会がもし要らんっていうんやった、僕、欲しいんですけど、いただけるものでしょうか、お答えください。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

南町長公室次長兼自治防災課長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

必要に応じて対応させていただきます。

8 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

よろしくお願いします。特定の企業だけが見積りがもらえるような状況について、忠岡町の入札における公平性の観点から、どのような姿勢で入札に取り組んでいるのかということが一点と、で、参考銘柄の具体的な製品指定を掲載した場合、忠岡町が責任を持って製品を作っている企業で構わないですよ。もうこんな付き合いあるから出すけど、付き合いがないから出さへんよって、それが1個しか指定されていないっていう、そんなこと

が今後繰り返されないように、忠岡町として指導を徹底すべきやと思うんですけど、実現できるでしょうか、お答えください。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

南町長公室次長兼自治防災課長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

特定の企業だけが見積りをもらえる状況というのは、公正取引委員会に問合せをいたしました、その結果、個別具体のような状況ではありますが、行為そのものが即座に違法となるものではないという見解でございました。

本件は同等品の申請を認めており、公平性は確保しているものと考えてございます。また、発注機関といたしましては、ご指摘のような、企業や販売代理店等へ指導等を行う権限はないものと考えてございますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

8 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。即座に違法になるものではないという見解なんで、違法か、違法ではないとははっきりとは答えられへんかったから、ちょっと気にかかるところなんですけど、その部分につきましても、また町として向き合っていただけたらなと思いますけど、またその辺について、またね、同じようなのが発生したらまたそれなると思うんで、よろしくお願いします。

では、今後全ての入札におきまして、4 点目の質問なんですけど、特定の企業だけが有利に働くことは防ぐべきやと僕は思っているんですが、さっきのように、参考製品、参考銘柄をですね、掲載する場合、例えばですけど、最低5品以上とか、複数銘柄の製品をリストアップするとか、そういうふうにして、選べる幅を広げるっていうのを、前からもちよっと言っているんですけど、可能なんでしょうかどうでしょうか、お答えください。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

南町長公室次長兼自治防災課長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

本町といたしましては、今後の物品購入等の入札におきまして、特別なものを除き、必要な機能要件を充足していれば、同等品を可能とする方針に変わりはなく、同様の事象が

今後起こらないよう十分な見積り期間を確保するとともに、仕様書は広く募れるものとするよう努めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

8 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

変わっていかないというようなふうにも取れるんで、その辺はまた個別具体的に起きたら、また同じような疑義になるかなと思いますので、またよろしくお願いします。

続きまして、自転車運転の罰則強化について質問いたします。

令和 6 年 1 1 月から自転車運転の罰則が強化されました。以下について質問いたします。

1 つ目、忠岡町の地域を担当する泉大津警察は、この罰則強化を受け、どのような方針で自転車の取締りを進めていかれるのか。

2 点目、忠岡町を含むこの地域ですね、祭礼が行われる地域、祭りの期間中に自転車で飲酒運転する人、まあまあ結構いますんで、この期間中の取締りについて、どのような方針を立てられるのか、泉大津警察はどう考えているのか、お答えください。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城産業住民部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

交通担当であります産業住民部からお答えさせていただきます。

議員ご質問の 2 点につきましては、本年 1 1 月 1 日に施行されました道路交通法の一部改正の罰則の件でございます。

泉大津警察署に取締りの方針などを問い合わせたところ、次のようなご回答がございました。

まず、1 つ目の自転車の走行状態に鑑み、交通違反を看過することなく、積極的に指導・警告を実施するとともに、悪質、危険性の高い違反行為をする自転車運転者に対しては検挙措置を講じ、また、令和 6 年 1 1 月 1 日に改正道路交通法が施行され、自転車運転中のながらスマホや、酒気帯び運転ですね、罰則が整備されたことから、広報・啓発活動を推進し、改正道路交通法の周知を図っております。

なお、交通事故を抑止するため、自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗自転車の提供に対しても、罰則が整備され、自動車、二輪車同様に違反すると、運転者以外であっても、懲役または罰金など、罰則の対象となりますので、自転車に関する交通法規遵守をお願いしますというものでございました。

このことから、泉大津警察としても、今以上に取締まりを強化するものかどうかをえま
す。

2つ目の祭礼時の自転車の飲酒運転の取締りについてですが、平素から自転車の通行実
態を踏まえ、自転車の交通違反に対する積極的な指導・取締りを推進し、祭礼時期に限ら
ず、法令に基づいて、自転車の交通違反に対する指導・警告を実施するとともに、悪質、
危険性の高い違反行為については、検挙措置を講じてまいりますとのご回答でございま
した。

平常時でも、祭礼時に限らず、交通違反に対する積極的な取締りを行うというものでご
ざいました。

以上でございます。

8 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。忠岡町としてね、祭礼の際にやっぱりうちわを、お花を贈って
いる立場上、やっぱり呼びかけ始めた注意喚起ですよ、例年以上、これからは続けてい
かなあかんと思うんですけど、どのようにお考えか、町として。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城産業住民部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

現在行われています春と秋の安全運転講習会の中で、適正な自転車運転講習を実施する
とともに、祭礼を含む飲酒の多発するシーズンは特に、泉大津警察や泉大津交通安全協会
とタイアップしながら、啓発活動並びに取締り等の要望を実施してまいります。

以上でございます。

8 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

啓発のほうもよろしくお願いします。

続きまして、防犯カメラの増設につきまして質問します。

最近よくニュースにあります犯罪グループ「トクリュウ」ですね、流動型犯罪グループ

による連日の犯罪の被害報道を受けて、政府が防犯カメラの設置費用を支援する補助金を強化するということをやってくれました。これを受けて、町内会との協力で設置が中心やったんですけど、忠岡町としても独自に防犯カメラの増設に取り組んでいくべきだと思うんですけど、いかがでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

南町長公室次長兼自治防災課長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

防犯カメラの設置につきましては、現在、本町において毎年1台ずつ設置を行っている状況でございます。

防犯カメラは、犯罪抑止効果や治安維持をはじめ、安全・安心のまちづくりの観点からも、非常に有効で重要な役割を果たすものであることから、今後も引き続き、町といたしまして、防犯カメラ増設に向けての取組も必要であると考えていますので、よろしくお願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

どれぐらいのね、割合でなるか分かんないんですけど、できたら忠岡町が年に1台と言わず、そういった補助金の内容によって、2台、3台、4台と、効率的に、要は防犯カメラっていうのは早期解決のツールやと思っていますんで、よろしくお願いいたします。

最後に、すみません、ちょっと駆け足で。会計年度任用職員の対応改善について、質問いたします。

町の職員の28.3%が非常勤の職員です。屋台骨を支えています。2点まとめて、希望する会計年度任用職員も正社員と同じような福利厚生を提供はできないでしょうか。

2点目、長く働いている会計年度職員の方も、何らかの形で賞ということで表彰することはできないでしょうか、2点、お答えください。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

中定公室次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

本町では、職員の福利厚生サービスを民間会社に担っていただいております。費用は本人と役場で折半しております。現在、この対象は正規職員のみで、会計年度任用職員は対象外としております。

本サービスを会計年度任用職員にも利用してもらうのには、本人負担が発生することや、会計年度任用職員、それぞれの任期が異なり、年度途中でも新たな任用や退職がある中で、希望者のみの選択加入という形では、事務の煩雑さという点も懸念されるところです。

質問の趣旨である、会計年度任用職員にも正規職員と同様の待遇という点につきましては、本町の行政運営に必要な人材ですので、福利厚生に限らず、今後も検討を続けてまいります。

2点目でございます。

会計年度任用職員に対する勤続表彰をとのことですが、本町では、正規職員に対し、20年勤続で大阪府町村長会から表彰、30年勤続、40年勤続で本町から表彰しております。

正規職員との公平性からも、ご指摘のように、正規職員と同様に実施することはできないと考えております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

規定の発言時間が過ぎておりますので、三宅議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、尾崎孝子議員の発言を許します。

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

議長より発言の許可をいただきました、大阪維新の会、尾崎孝子です。

杉原町長が今回の選挙にて、町民の方々よりご信任を受け、2期目の町政がスタートいたしました。2期目スタートの私の初めての一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、第1点目です。避難行動要支援者支援について、質問をさせていただきます。

令和6年3月議会にて、地震などの災害発生時における要支援者に対する個別避難計画の策定に当たり、福祉部局も参画した避難行動要支援者支援事業検討チームを立ち上げたということです。

それを私は聞きまして、その運営について、その議会で質問をさせていただきました。答弁といたしましては、今後、本町に合った個別避難計画の策定に向け、検討チームを中心に計画策定に向けた取組を進めてまいりますとおっしゃっていただきました。そして9か月がたっております。現在、立ち上げた検討チームのメンバーの構成はいかがでしょうか。そして、メンバーの中には女性が入っていらっしゃるでしょうか。入っていらっしゃるな

らその割合を、そして、要支援者名簿に記載される方、具体的にどのような方々を対象にされるのか、ご答弁をお願いいたします。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

南町長公室次長兼自治防災課長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

避難行動要支援者支援事業検討チームは、忠岡町災害時避難行動要支援者支援プランの見直しや、避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成、その他支援事業についての検討及び作成を目的として、令和5年12月に立ち上げ、取組を行っています。

検討チームのメンバー構成につきましては、自治防災課職員2名、福祉課職員2名、健康づくり課とこども課職員が各1名と、社会福祉協議会の職員2名での構成で、8名中4名が女性職員となっております。

また、要支援者の適用範囲でございますが、現状は介護保険における要介護3から5の認定者、身体障害者手帳1、2級の方、知的障害療育手帳A判定の方、75歳以上の高齢者のみの世帯の方を対象としています。

今後におきましては、他の団体の取組状況などを踏まえ、精神障害者保健福祉手帳1級の方、難病疾患の方及びひとり親家庭の乳幼児、妊産婦の方々も要支援者の対象とし、個別避難計画の作成に向け取り組んでまいりたいと考えています。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

担当課が増えているということを確認しました。また、女性職員も半数入っているということで安心をしています。

女性の割合を尋ねたのは、配慮ができる支援には女性の目線が必要不可欠だからです。避難所運営では、炊事など、食事の面では女性に偏り、疲弊をしがちになります。女性用品を含めた物資の配布担当が男性だったり、更衣室などの場所がなかったりと、女性への配慮が不十分だったそうです。

適用対象の方も随分と増えていらっしゃいます。妊産婦の妊娠初期と中期、後期では、全く支援が変わってまいります。ですので、ご配慮のほうをよろしくお願いしたいと思います。

そして、なぜ個別避難計画が個々に必要なのか。それは2011年3月11日の東日本大震災の教訓があるからです。障害者、高齢者、外国人、妊産婦等の方々において、情報提供、避難生活等、様々な場面で対応が不十分な場面があったと言われています。そして、総務省消防庁より、東日本大震災における障害のある方の死亡率が、全体の死亡率の2倍

に上がっていたという数字があること。

また、兵庫県の調査で、阪神淡路大震災では、犠牲となられた方々の半分以上が高齢者だったということ、また、警察庁によると、東日本大震災も被災者の65%以上を60歳以上の高齢者が占めていたといえます。

例えば、身体障害者の方が高さ60センチの台を登らなければならない仮設トイレの使用は、著しく困難だったそうです。また、小学校では、車椅子の少女が体育館の前に敷かれたすのこの前で立ち往生をしていたそうです。

避難所の貼り紙は、視覚障害者の方には何の情報にもなりません。精神障害や知的障害を持った人が避難所から追われるケースもありました。ある聴覚障害者は、無口な人と思われたまま、体調の悪化を伝えることもできずに亡くなったケースがあったそうです。

このように、高齢者や障害者に被害が集中し、避難が適切に行われていませんでした。そこで2013年の6月、災害対策基本法の改正、または同年8月に策定された避難行動要支援者の避難行動支援に対する取組指針が、内閣府によりつくっていただきました。

自分の力で避難することが難しく、支援を必要とする方々の安全確保を図り、安否の確認、救出、救助、情報提供、避難誘導などを行うためには、まず、その避難行動要支援者がどこにいていてということを知っておいていただく必要があります。

そして、災害時の避難の際に、特に支援を必要とする人の名簿、避難行動要支援者名簿として、市町村長が作成することが義務づけられました。それと併せて、地域への提供も義務化されております。

また、令和3年、2021年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者一人一人に合った個別避難計画の策定が、市町村の努力義務となりました。一人一人の状況に合わせて、災害時に誰が支援して、どこに避難するか、避難するときにはどのような配慮が必要になるかなどを記載し、実情に即した個別支援計画作成が必要になるかと思われます。

そこで、個別支援計画作成に当たり、町としては具体的にどのように進められておられますか、ご答弁をお願いいたします。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

南町長公室次長兼自治防災課長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

今後の個別避難計画の作成に向けての進め方ですが、原則、本人や家族で個別避難計画の作成ができる場合につきましては、セルフプランとして作成していただくことで考えてございます。

本人や家族で作成することが困難な場合につきましては、自治会や民生児童委員等をは

じめ、地域の支援者にご協力をいただき、共助の中で、個別避難計画を作成していただくことで考えてございます。

また、難病患者のような重症度が高い方におかれましては、公助として、福祉専門職である介護支援専門員や、相談支援専門員等の方に作成していただければと考えていますので、よろしくお願いをいたします。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ありがとうございます。セルフプランというのは、その名のとおり、ご本人あるいはご家族が避難の計画を考えるということ。また、避難行動要支援者に関する情報は、もちろん一人一人の実情に即した個別避難計画の作成をしていただきたい。そして、日頃から本人や家族を含め、被災に備えた行動を考え、災害時の実効性のある避難につなげていけると、私はよい機会だと思っております。

例えば、医療的なケアが必要な方々は、必ずしも地域の避難所に避難するのが正しいというのではなく、自宅の備蓄物資を充実させることによる在宅避難も可能だと思います。自宅の中での垂直避難など、命を守る最善の行動にもなる場合もあります。個別避難計画は、一人一人つくっていくことがとても大切です。

そこで町として、現在の進捗状況と今後の方向性をお教えてください。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

南町長公室次長兼自治防災課長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

今後の方向性としてしましては、令和5年度に避難行動要支援者支援事業の基本方針ができましたので、令和6年度では、その基本方針が運用可能かどうかを、モデル地区で検証を行う予定でございまして、南区自治振興協議会が手を挙げていただきましたので、現在、制度説明会と意見交換会を合わせて3回開催を行ったところでございます。

モデル地区で効果検証を行い、必要に応じて基本方針の見直しを行うなど、個別避難計画作成のマニュアルを作成する予定でございます。

令和7年度では、福祉専門職等の協力体制を築き、優先的に計画を作成していかなければならない方々の個別避難計画作成に取り組み、令和8年度には、全体的にセルフプランや地域の共助等を含め、展開を行っていく予定でございます。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10 番（尾崎 孝子議員）

早速モデル地区で研修を行うということをされているということで、着々と進行されていて、安心いたしました。実際に協力的な自治体が存在し、頼もしくも思いました。

個別避難計画は、作成したら終わりではない。避難訓練を行うなど、より実効性を確保する取組が大切だと思います。備えあれば憂いなしです。ご協力いただく支援者の方も被災する可能性もあります。一人で全部の支援を行う必要はありません。複数の方で役割を分担するなど、支援者の方への負担を大きくしないようにもしていただきたいと思います。

また、時折、進捗状況を教えていただけたらと思います。誰一人を取り残さないためにも、ぜひ、引き続きよろしくお願いいたします。

次に、学校薬剤師について質問させていただきます。

園児、児童、生徒の学校生活が常に快適な環境かどうか、また薬教育及び薬物乱用防止教育などの啓発、子供たちの健康を守る重要な役割を果たす専門家である学校薬剤師について、私も薬剤師でありまして、薬剤師の目線で質問させていただきたいと思っております。

今年6月5日に東京で日本薬剤師連盟、令和6年度薬剤師室長、地方議員意見交換会にも、私も薬剤師として参加させていただきました。

その際に、学校薬剤師の報酬は地域によって違っているというお話を伺いました。学校薬剤師は、子供たちの健康増進や、健全育成のために働いてくれています。園や学校に常駐しているわけでもなく、通常は薬局や病院で勤務している薬剤師が、学校薬剤師という業務を任せられているという場合がほとんどです。

学校薬剤師の仕事は、環境衛生に関する内容が多いため、普通の薬剤師の業務だけでなく、衛生化学の知識が重要になります。より高度な知識が必要になります。

また、薬品の使用や保管に留まらず、健康相談、保健指導、学校環境衛生基準に基づき検査をしています。

環境衛生、採光、光ですね、照明、明るさ、そして換気などです。維持管理に関する指導助言者として、学校の校長、園長に伝える職務などが義務づけられています。実際、照明の彩度を計り、明るさを確認、また、給食現場での環境も確認し、食器の劣化にも気づき、助言をされているそうです。

実際、私もコロナ前に支援学校でPTAをしていたとき、校長よりプールの授業を急に中止すると報告を受けたことがありました。学校薬剤師がプールの水質検査をし、水質悪化のためにプールを中止すべきだと助言したからだと聞きました。プールを点検し、循環のろ過装置の故障が分かり、修理し、水質は改善されました。

プールの授業が2回中止になりましたが、学校薬剤師のおかげで、子供たち、特に支援学校の子供たち、公衆衛生をしっかり守っていただきました。

このように、私立でも府立でも、私たちのような町立の学校にも必ず学校薬剤師が、学校保健安全法第23条によって規定されて、勤務されております。大学以外の学校には1名以上配置すると決められております。学校薬剤師はたくさんの役割があると思われています。

では、具体的に、忠岡町ではどう活用されているのかをお教えてください。お願いいたします。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育部理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

学校薬剤師については、議員お示しのとおり、様々な分野において、子供たちの安心・安全に携わっていただいております。

特に、薬物乱用防止教室につきましては、小・中学校において毎年実施しており、喫煙や飲酒、違法薬物の害について、また、それらに誘われたときの断り方についても学ぶ機会となっております。

併せて、オーバードーズの問題から、薬の適正な摂取について、専門的に分かりやすく説明していただいているところでございます。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

薬物乱用防止教室を毎年実施されているということで、最近よく耳にするオーバードーズについても、既に学校で指導してくださっているということですね、ありがたいことです。オーバードーズや薬物乱用による健康被害を防ぐには、学齢期から適切に指導、教育をすることが重要です。

近年、若年層を中心に深刻な社会問題になっているオーバードーズは、風邪薬やせき止めの薬などを、風邪やせきの症状を抑えるためではなく、感覚や気持ちに変化を起こすために大量に服用する、医薬品の不適切な使用のことになります。

以前の薬物乱用は、覚醒剤やシンナーがメインで、多幸性を期待して乱用を開始していたようですが、今はより身近な治療に用いられる処方薬や市販薬の乱用になっております。市販薬はドラッグストアなどで陳列されており、簡単に手に入ります。

今年5月に厚生労働省に赴きお話を伺った際にも、オーバードーズについて、国として、ドラッグストアでの対面での販売、個数を1個に制限するなど、働きかけていると聞きました。が、ほかの店舗に行かれてしまうと分かりません。そして今はネットでも購入できるので、手に入りやすい環境になっているっていうことでした。

薬はもろ刃の剣です。適正に服用することができれば、もちろん治療効果になります。ですが、少なからず副作用があります。

また、学齢期なら、体も十分出来上がっていない状況です。小児は体重で薬の量を換算するため、小児には極力、服用はしていただきたくない。それなのに、あえて薬を過剰摂取することにより、一時的、あるいは永続的な影響があり、最悪な場合、死亡することがあります。障害や命を脅かすものとなります。本当に怖いものです。そのことをしっかり伝えることができるのは、専門家である薬剤師だと思います。

今の若者の背景には、複雑な、心理的な問題を抱え、生きづらさへの対処行動で、乱用の動機、そして自己治療に服用しているようです。その根幹には、心の問題が潜んでいることがあります。やっちゃ駄目という教育だけでは解決できません。生徒のＳＯＳを周りの大人が適切に受け止め、代わりに寄りかけられるものを差し述べていかなければなりません。

まずは学校の先生や、周りの大人の理解を深めていただき、学校や地域連帯、町で解決に取り組んでいかなければならない難しい問題だと思います。何度も言いますが、学校薬剤師が適切に学校で指導・教育することが重要です。そして、正しい知識を分かりやすく伝え、啓発授業はしっかりと行っていただきたいと思います。

２００９年４月には、学校環境衛生基準の大幅な改定が行われ、それに伴い、学校環境衛生検査項目の全項目実施に向けた取組が行われています。学校薬剤師への負担が大きくなっています。子供たちの健康のために働く学校薬剤師の報酬は自治体で異なっています。そこで、学校薬剤師の報酬の規定を、近隣他市と差のない報酬に見直していただきたいと思います。考えております。いかがでしょうか。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田教育部長。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

議員ご質問の報酬額につきましては、近隣他市ですね、状況を調査・研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

１０番（尾崎 孝子議員）

分かりました。また、学校薬剤師が所属する泉大津薬剤師会は、泉大津市と忠岡町の薬剤師が会員となっております。先日のふれあい大会では、毎年フレイルチェックのブースを出店していただいています。

また、この前の日曜日ですね、１２月１日には、健幸まつりにて、ふれあいホールの入

り口でお薬相談コーナーを設けていただき、忠岡町の町民の皆さんのお話を聞かれています。行列ができていほど盛況でした。このように大変尽力いただいております。そのことも考慮に入れていただけたらと思います。答弁のほうは結構です。

次に、産後ケアについて質問させていただきます。

本町の産後ケアは、出産後4か月まで、府中病院での母子宿泊型ケアがありました。宿泊型ケアが1年まで延長できれば、離乳食や夜泣き、成長の不安を取り除けるのではないかと考えております。それは、産後ケアのことで住民さんからお声が上がりました。産後ケアの宿泊型を延長していただければ、本町の母子の助けになるのではないかとというお声がありました。

今、忠岡町の産後ケアは、出産後4か月未満なら府中病院で母子宿泊型のケアと、その後は訪問型のケアになっていると聞いております。そして、1年ぐらいまでケアがあれば、成長に不安を抱える人の救いになるのではないかと、また、虐待も減るのではないかと考えております。

ある助産院では、現在、新生児以降の母子の受入れもされているそうです。そういう助産院やほかの病院での生後1年までの延長はいかがでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

大谷健康福祉部次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

本町の産後ケア事業は、出産後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を行い、産後も安心して子育てができるよう実施をしている事業でございます。

具体的には、助産師を中心とした専門職が、沐浴の手伝いや授乳、育児の方法などの相談支援、指導、産婦に対する心理的ケアなどを行っております。

本町が宿泊型を4か月未満と定めているのは、出産後4か月頃までの時期は、産婦や新生児に対する専門的なケアが必要となることから、委託先の医療機関が病院や助産所などに限定されます。

宿泊型の受入れ期間を1年までに延長することは、委託先の医療機関の人的設備等の体制設備も必要となることから、現状としては実施しておりません。

健康づくり課には、保健師や助産師、管理栄養士がおります。専門職が連携をしながら、妊娠時から出産後も、乳幼児健診での相談、助言を行っており、また、それ以外にも、母子の困り事などに対し丁寧に対応すべく、小まめに訪問に出向き、日頃から母子のサポートに尽力をしておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

健康づくり課一体となって、そんなにしっかりと母子のサポートをしていただいているということを聞いて安心しました。

実際、私自身も子育てのときに、保健センターの保健師さんに大変お世話になったことを思い出しました。その節はありがとうございました。その頃から忠岡町には温かい職員さんが多く、今も継続されているということにほっといたしました。

それから、近隣市の病院のことですが、この12月1日からですかね、泉州2次医療圏の地域医療構想の一環であります泉大津市立病院と府中病院の再編統合に伴い、病床再編と機能分化が行われました。以前、泉大津市立病院は230床、府中病院は380床、計610床、この12月から急性期担当として、泉大津急性期メディカルセンターは、公設民営で高度急性期、また急性期で300床、府中病院は慢性期担当として、地域包括ケアや回復時リハビリに特化し167床、周産期小児は泉大津市立周産期小児医療センター、これは公設公営となり、82床と、合計で60床ほど減少にはなりましたが、3つの施設で再編成されました。

近隣市で未来を見据えた医療の再編は、とてもすばらしい、喜ばしいことです。隣の町である忠岡町、本町の住人の方には影響がありますでしょうか。また、今まで宿泊型であった府中病院の小児科が利用できなくなりましたが、今後利用できる場所はありますでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

大谷健康福祉部次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

近隣の病院の再編・統合による本町への影響でございますが、産後ケア事業につきましては、これまでは府中病院との委託のみで実施をしてきたため、委託先の医療機関を新規で探すなどの調整を行ってきました。

現在、本町の妊産婦の利用が比較的多い近隣市の医療機関を中心に、委託先を増やし、利用しやすい環境を整え、事業の拡充を図っているところでございます。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ありがとうございます。委託先を探してくださっているということなので安心いたしました。ぜひ、今後ともよろしくをお願いいたします。

では、次4番目です。保育の現状について質問させていただきます。

本町の東忠岡認定こども園が開園してから1年が経過いたしました。先日11月6日に福祉文教常任委員会にて、田尻町立認定こども園「たじりエンゼル」を視察させていただきました。田尻町には総合支援員がいるということ、また指定管理の町営プールを利用していたと聞きました。

そこで、昨日、一緒に視察をしました小島委員からも質問がありましたが、本園の職員の配置状況についてお聞かせ願えますでしょうか。再度になりますが、よろしくお願いいたします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

職員の配置状況でございますが、正規職員が29名で、内訳としまして、保育教諭が28名、看護師が1名となっております。それ以外に会計年度任用職員が23名で、内訳は保育教諭19名、サポートスタッフ3名、一般事務職が1名となっております。また、今年度は派遣職員として、保育教諭2名を別途契約しております。

最後に、支援センターの会計年度任用職員が2名となっており、合計で56名の職員が勤務している状況でございます。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

先日の小島議員のお話にもありましたサポートスタッフとはどういったことをされている職員さんでございますでしょうか。その仕事内容について、お聞かせ願えますでしょうか。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

皆さんご承知のとおりですね、なかなかその保育士の募集というのがですね、近年、非常に厳しい状況になっております。その点でですね、我々現場といろいろ話をしている中でですね、日々の保育業務というものに着目をしました。その中で保育教諭の資格がなくてもできる業務というものがたくさんあるという部分でですね、具体的には給食の配膳、布団引き、おもちゃの消毒といった部分でございます。これらの業務を手助けしていただける人材を確保することで、保育業務の業務負担の軽減になるというふうに考えたところ

でございます。今年度からサポートスタッフの募集を始めまして、10月から3名を採用し、週4回、10時から14時までの4時間勤務をしていただいているところでございます。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

今年度からのスタートで、既にサポートスタッフは3名いらっしゃるということで、それから10時から14時という、午前中ですね、からお昼にかけて勤務されているということで、それなら主婦の方や子育て中の方も勤務しやすい時間帯だと思います。ご近所にお住まいの方なら、保育士の資格がなくても、子供さんのそばで仕事ができ、またその子供さんの笑顔に癒やされるのではないのでしょうか。保育教諭も保育業務に専念できるといったことで、素晴らしいことだと思います。保育士不足を解消する手だての一つになっているかと思います。

そこで、サポートスタッフさんは、今、3名で足りていらっしゃいますでしょうか。私個人では、サポートスタッフさんを増やすべきだと思っておりますが、今後、サポートスタッフさんを増員するお考えはありますでしょうか、お願いいたします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

先ほど答弁させていただいたとおり、始めたばかりでございますので、しばらくは様子を見てまいりたいというふうに考えておりますが、現場の意見も聞きながら、日数、時間帯、業務内容なども検討し、増員が必要であると判断した場合は、関係課とも調整してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

分かりました。田尻町のこども園の職員数78名ぐらいいらっしゃると思うんですが、その多さに比べると、まだまだ程遠いですが、少しでも保育士さんの業務負担を取り除けるように、一緒にまた考えていきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

また、視察の際、プールについての質疑応答がありました。今年度の本町での認定こども園でのプールの実施状況についてお教えてください。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

こども園におけるプールの実施状況でございますが、組立て式の大型プールを備えておりますので、時期が来れば園庭にプールを組み立て、水を張り、塩素を入れるなどの準備をして対応しております。

ただし、屋外での対応となりますので、暑さ指数が31未満の日にプール遊びを実施いたしております。令和6年度においては、計画では5回を予定しておりましたが、猛暑のため、実際には3回しかできない状況でございました。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

5回計画されていて、熱中症警戒アラートが出たということで、3回しかできていなかったということをお聞きできました。本当に今年、確かに暑かったと思います。そして園庭でプールをされているということですね。

園庭には屋根がないですね。そこに大型プールを作り実施されていたということで、そしてまた7月から9月ってとっても暑かった、熱中症警戒アラートがもう連日出ていたと思います。それで一番プール遊びが楽しい時期に、プール遊びができなかったということだと思います。とても残念なことだと思います。また、来年の夏はもっと暑くなる可能性が高いと思います。

そこで田尻町のように、町の指定管理のプールを利用していると田尻町から聞きました。また、町にも指定管理のプールがございます。バスの送迎もあります。コパンプール、ちょっと個人の名前を言うのもあれなんですけど、コパンスポーツセンターを利用してみてはいかがでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

今後、さらなる温暖化が進み、今年のような猛暑日が多くなると、園庭でのプールはますます困難となることから、議員仰せの室内用プールを利用することは必要であると考えているところでございます。

町が指定管理しているコパンスポーツセンターの活用を含め、近隣の室内用プールで受入れ可能な施設についても調査・研究してまいりますので、よろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

室内用プールの施設を考えていただけるということで安心いたしました。

また、そういう室内用のプールでしたら、保育士さんの業務も特に必要ないと思います。園での、屋外でのプールでは、組み立てて水を入れて、塩素消毒をして、そういうことを保育士さんやサポートスタッフさんがされていたかと思います。室内でのほかのプールを利用できれば、保育士さんの負担の軽減にもなりますし、そして安心・安全です。また、利用には多少お金がかかりますけれども、安全な環境で、子供たちに広い大きなプールで水遊びができるという、いい経験ができると思いますので、ぜひ利用を前向きに考えていただきたいと思います。いかがでしょうか、答弁をお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

答弁4回目になります。

部長、簡単に、簡潔に。それでは次の質問に移ってください。

健康福祉部（二重 幸生部長）

先ほどと同じ答弁になりますのであれですけども、今後ですね、いろんな施設も含めて、財政状況等も含めて調整してまいりますので、よろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

失礼いたしました。すみません。

次の質問に移らせていただきます。子供の権利について質問させていただきます。

今年11月の月間として、秋のこどもまんなか月間がございました。こども月間である11月、オレンジ色ののぼりが役場の庁舎前の玄関にもあったかと思います。オレンジリボンは児童虐待防止推進キャンペーンと書かれてあったと思います、その旗には。こども家庭庁は、こどもまんなか月間を年に2回、春の5月と秋の11月に実施しております。子供や子育て世帯を社会全体で支える機運をさらに醸成すべく、こどもまんなか応援サポーターの取組をはじめ、企業、個人、地域自治体などの取組との場を広げていっています。

兵庫県川西市では、1998年、国内初、条例によりこどもの人権を守るための公的第三者機関（こどもの人権オンブズパーソン）を設定した自治体でございます。そこで実務を担っていた相談員さんが、「子どものけんり なんでもやねん！すごろく」を利用し、ワークショップを開催したそうです。本町では、「こどもの権利」について、どうお考えを持っているのか、ご答弁をお願いいたします。

産業住民部（谷野 彰俊産業住民部次長兼住民人権課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

谷野産業住民部次長。

産業住民部（谷野 彰俊産業住民部次長兼住民人権課長）

子供たちが持つ権利を定めた世界的な条約である子どもの権利条約の基本的な考え方は、次の4つで表され、日本の子供に関する基本的な法律である子供基本法にも取り入れられています。

1つ目は差別の禁止、2つ目は子供の最善の利益、3つ目は生命、生存及び発達に対する権利、4つ目は子供の意見の尊重となっており、子供も大人と同様に、様々な権利の主体であり、一人の人間として最大限に尊重され、守らなければならないと考えています。

昨今、いじめや教育現場における体罰、家庭内での児童虐待、貧困、性被害など、子供が被害者となる事案が後を絶ちません。

本町では、子供の権利を守るため、啓発活動や相談機関の周知に努めており、子供の権利を侵害される事案が発生した場合は、関係部署、関係機関が連携を行い、問題解決に向けた対応を行っております。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

本町ではしっかりと認識していただけているということを理解しました。ありがとうございます。

それでは、子供の声を実際に聞く場面はありますでしょうか。先ほども伝えましたが、川西市で実務を担った相談員さんから、何度も言いますけれども、ワークショップで利用した「子どものけんり なんでもやねん！すごろく」を利用して、子供の生の声を聞いたそうです。

子供の意見を聞くことはとても大切です。昨日の一般質問でも、前川議員も子供が主権者意識を持つことが大切だと述べておりました。

環境などで大人以上に話せる子もいると思いますが、より多くの、ふだん意見が言えない子からも聞き出していただきたいと思います。と思っています。

大人の意見が反映した言葉よりも、実際に本当に言えない子供から出た言葉、そしてそういう子供はどうしても身構えてしまいます。言っではいけないのかなと思って、素直な表出を出すことができません。それを促すためにも、アイデアとして何度も言いますけれども、「子どものけんり なんでもやねん！すごろく」ゲームを通して、本当のすごろくです。大きな本当の紙にさいころで転がして、そして駒で動かすという、本当に人生ゲームというのかな、すごろくになりますので、それで聞き出してみたいかなと思います。マスに止まることで、権利条約のカードを引き当てます。で、それを読んで、権利条約の内容を皆で聞くというような形になります。そして、実際、人権を脅かされるような内容の

カードが書いてあるんですが、それを読んで、みんなで「なんでやねん！」って突っ込む、まさしく大阪ならではのすごろくであります。大人でもやってみたらとても面白いと思います。町でも使っていただけたらと思います。子供の権利のことを知ってもらうよい機会になるのではないのでしょうか。ぜひ前向きに考えてください。そして子供の声を聞くということで、前向きに考えていつていただきたいということで、それをちょっとご答弁でお願いできますでしょうか。よろしくお願いいたします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

子供の声を聞く機会ということでございますが、先ほどもございましたが、令和5年4月1日に子供基本法が施行され、その中で、市町村子供計画の策定が努力義務化されたところでございます。

市町村子供計画を策定するに当たり、子供や若者の声を反映する必要があることから、議員お示しのような声を聞く場面を設ける必要があると考えております。そのための手段や方法については、今後検討してまいります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

子供計画の策定をこれからされていくということを確認いたしました。

ぜひ子供の生の声、「子どものけんり なんでやねん！すごろく」を使っていいただいて、子供の生の声をぜひ反映させていただきたいと思います。そして、そのワークショップのときの子供の声が、最後まで話を聞いてほしい、頭ごなしに否定しないでほしい、少数派の意見も匿名でいいから聞いてほしい、共感を受けるのと受け止めるというのは全く違うというような生の声があったそうです。それを踏まえて、これからもぜひ子供たちの声を聞いていつていただきたいと思います。

これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（北村 孝議員）

以上で、尾崎孝子議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により暫時休憩をいたします。13時から再開をいたします。

（「午前11時32分」休憩）

議長（北村 孝議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(「午後 1 時 0 0 分」再開)
(出席議員及び議事参与員休憩前に同じ)

議長（北村 孝議員）

次に、河瀬成利議員の発言を許します。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

呈祥会・大阪維新の会の河瀬でございます。議長のお許しをいただき、2024 年最後の一般質問を行いたいと思います。よろしくお願いします。

まず、1 つ目の質問といたしまして、ごみの有料化について。

地球温暖化による気候変動は、世界的にも早急に対処すべき課題で、近年、日本の各地で台風や豪雨等による災害が多く発生しています。日本においても地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を 2050 年にはゼロにすると表明し、全国の自治体でカーボンニュートラルな社会の構築に向けた取組がなされております。

家庭ごみの多くは、ごみ焼却施設で燃やされておりますが、ごみを燃やすと多くの二酸化炭素が発生し、地球温暖化の原因となることから、ごみの減量化は、地球温暖化防止にもつながるものであります。

ごみの減量化に向けた取組として、家庭ごみの有料化がありますが、廃棄物処理法の基本方針が改正され、国全体の施策の方針として、一般廃棄物の有料化が明確化されております。

有料化の目的及び期待する効果について、環境省の資料によりますと、排出抑制や再生利用の推進、公平性の確保、住民や事業者の意識改革、その他、環境負荷及び収集運搬費用や処理費用の軽減や手数料収入など、分別、収集及びリサイクルの実施に関わる費用や、集団回収への助成などの廃棄物関連施策の財源に充てることで、循環型社会の構築に向けた一般廃棄物に係る施策の充実が期待できるなどから挙げられております。

本町におきましても、平成 20 年 10 月より一般家庭ごみの有料化、このごみ袋の有料化ですね、導入されました。そしてごみの有料化の制度については、本町の廃棄物行政の方針や、目標等が大きく見直される場合には、見直し内容に即した制度の見直しが必要となること、また、大きな変更がない場合においても、定期的な点検、制度の評価を行い、効果が不十分な場合や、住民に対する影響等からも、制度の改善、見直しが必要であると考えます。

本町において、一般家庭ごみの有料化が導入後、これまでどのようなごみの有料化制度

の点検・評価が行われ、その結果、有料化の制度について、どのような見直し等が行われてきたのか、また、ごみの有料化導入時と比較して、現在のごみの排出量や資源ごみの分別、リサイクルの推進状況及びその後の目標等について、どのように考えていただけるか、お示し願えますか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

ご質問の一般家庭ごみの有料化につきましては、平成19年10月から粗大ごみ、平成20年10月から一般家庭ごみの有料化を実施しております。

制度の定期的な点検といたしましては、本町の一般廃棄物処理行政の推進及び循環型社会の形成に寄与することを目的とした忠岡町一般廃棄物処理基本計画を平成24年2月に策定し、平成29年3月、令和5年3月にそれぞれ改定をする中で、有料化によるごみ減量効果の検証を行ってまいりました。

ごみ有料化に係る評価につきましては、人口が減少すると、当然、それに比例してごみ量も減少するわけですが、制度開始後の平成19年度から令和5年度の各年度において、開始前の平成18年度と比較すると、いずれの年度においても、人口減少率以上に一般家庭ごみ量が減少しているという結果でございます。

具体的には、令和5年度では、平成18年度と比較して、人口が約89.6%であるのに対して、一般家庭ごみ量は60.7%でございました。

こうした結果から、全てがごみ有料化による効果とは断定できませんが、ごみの発生抑制について、大きな効果があるものと考えておりますので、当該制度についての見直し等は行っていない状況でございます。

また、リサイクル推進の状況及び今後の目標等につきましても、忠岡町一般廃棄物処理基本計画において検証しております。

資源化率につきましては、制度開始前と比較して向上しており、平成18年度では17.3%であったのに対して、令和5年度では25.5%となっております。これについても、一般家庭ごみの有料化により、資源ごみへの誘導効果が現れたものと考えております。

今後も一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの発生抑制、再使用、再資源化を推進し、持続可能な循環型社会の形成に努めてまいります。

以上でございます。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

一般ごみの量も減りですね、リサイクル率も上がっているという答弁がありましたが、ごみ処理の経費については、ちょっとどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。また、令和6年度、今年の4月ですね、中継施設の運用が始まりですね、今、三重県伊賀市へ本町のごみが排出されて処分されていると思いますが、まだ年度途中で正確な金額は出ないと思いますが、この10月ぐらいまでの1年間ですかね、効果について、どの辺まで見込まれているのか、お示してください。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

公民連携事業の開始による効果額につきましては、令和6年2月22日開催の第8回ごみ処理施設調査特別委員会においてお示ししたとおり、令和6年度予算の対前年度予算比較を基に、1,868万5,000円の歳出減、1,064万4,000円の歳入増を見込んでおります。

あくまでも予算ベースでの効果額でございますので、当初予算額どおりに本年度業務を執行した場合、先ほどの効果額が達成されるものとなります。

ご質問の伊賀市への運搬・処分につきましては、令和6年度当初予算額が1億7,642万4,000円に対しまして、質問通告日時点において、4月分から10月分の7か月分として9,715万535円を執行しております。

季節によるごみ量の増減や、年末年始の整理によるごみ量の増加等、現状では正確な見込みが難しいところでございまして、冒頭の効果額の達成状況につきましては、決算と併せてご報告させていただきたいと考えております。

以上です。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

今、歳出の減と歳入の増を足しますと2,800万円ぐらいということなんで、この調子ですね、財源を増やしていただきたいと思います。

そして、冒頭にも述べました低炭素社会の実現に向けた取組や資源の再利用、有効活用を推進する循環型社会への転換に向けた取組が大変重要であると思われま

今年の7月、兵庫県三木市にあります三木クリーンセンターへ、ごみの処理施設調査特別委員会で視察に我々行かせていただきまして、同センターでは、ごみ焼却から得られた熱エネルギーにより発電した電力を、同施設や本社へ供給を行っているとの説明を受けました。

本町で今からクリーンセンターを建設していくわけなんですけども、規模からいいますと半分程度の施設、建設予定がされております。ちょっとお聞きしたいんですけど、発電量については、どの程度、電気の発生を見込んでいるのか。また、一般家庭に直しますと、何世帯ぐらい程度の使用量となるのか、現在想定できているのなら、お示し願えますか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

先般、10月1日締結の設計許認可に係る実施協定に基づきまして、現在、事業者において新施設の設計作業が始まったばかりの状況でありますので、発電量についても、現段階では報告を受けておらず、具体的な数値をお答えできないところでございます。

ご質問でありました大栄環境グループの三木バイオマスファクトリーに関しましては、日量440トンのストーカ炉でございまして、定格発電能力は1万1,700キロワットであると、同社の公表資料に記載がございまして、これは一般家庭、約2万8,000軒分の電力使用量に相当するものと定義されてございます。

本町における新施設につきましては、提案書において、日量220トンのストーカ炉とされておまして、三木の施設の2分の1の焼却能力でございまして、

単純計算いたしますと、一般家庭1万4,000軒分という数字がイメージされますが、発電能力につきましては、償却する物のカロリー等にも左右されることから、カロリーの低い一般家庭ごみを焼却する場合には、もう少し発電量は低くなるものと思われまして、

具体的な数値につきましては、設計の進捗に合わせて特別委員会等においてご報告させていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1番（河瀬 成利議員）

ありがとうございます。その電気っていうのは、どんだけ出るのかっていうのは、まだ想定できていないと思うんですけど、三木のほうではそういう電気が発生して、自分のところの電力を発電をしているということを私も聞きましたので、その辺をちょっとお聞

きしたかったものであります。

そして、ごみ中継施設も4月から稼働し、本事業ではまだまだこれから決めていく、決まっていく部分も多くあると思いますが、ごみ排出量の削減やリサイクル率の向上、ごみ処理経費の削減、またエネルギーの利用方策については、発電された電力の有効活用などについて、しっかりと取組を進めていっていただきたいと思います。

そして、財源を含んでいただいて、ある程度のごみ有料化っていうのをちょっと考えていただきたいというふうに思います。

そして、次の質問に移ります。

家庭ごみの有料化については、国全体の施策の方針としても、一般廃棄物処理の有料化が明確化されており、本町においても、家庭ごみの有料化の導入後において、一般家庭ごみの減量化、リサイクル率の向上が図られているということで、導入メリッ的な部分については成果もあり、引き続き取組を進めていただきたい、また、期待するところでもあります。一方で、家庭ごみの有料化にすることでデメリット、有料化に伴い、懸念される課題への対応というものが求められるのではないのでしょうか。

効果のある有料化を推進していくためには、先ほどの質問でも述べましたが、点検・評価が必要であるということでもあります。特に住民負担という点については、物価高騰の中、住民生活のあらゆる部分において厳しさを増している状況であります。

このような中、ごみの有料化の制度の導入後、16年が経過しましたが、有料化制度についての減免や補助制度の実施、ごみ袋の値段の引下げ、無償化っていうのはなかなか難しいと思うんですけども、そういうことについてどのようにお考えか、お示ください。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

ごみ袋の有料化につきましては、経済的な動機づけによる排出抑制や、再生利用の推進、あるいは多量排出者と少量排出者における公平性の確保などの効果を期待して、多くの市町村において導入が進んできております。

本町におけるこうした効果については、先ほどのとおり、一定の成果が見られます。

また、手数料の額についても、近隣市と比較して同水準にあることから、手数料の引下げや無償化については、現段階では検討に至っていない状況でございます。

一方で、乳幼児がいる世帯や、介護により紙おむつの使用がある世帯等のように、減量の努力をしたとしても、一定量のごみを出さざるを得ないケースがあることから、こうした世帯については、有料化当初より要件を設けて、指定ごみ袋の無料配布を実施しており、この制度に関しましては、引き続き実施をしてまいりたいと考えているところでございま

す。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

経済的な動機づけによるごみの排出抑制や再利用の推進等についても、一定の効果が見られているとの答弁がありましたが、これを無償化すると、ごみの量が増えていくと考えられていることであると思うのですが、ごみの有料化導入後、一定の効果があつた水準に達したことから、導入当初の額を見直すということにはならないのか。実際、額の引下げを実施している自治体もあります。また、経済的な動機づけだけを中心に考えるのではなく、住民の意識の変化等を分析するとともに、これまで以上に広報や啓発活動の推進はできないのでしょうか。

環境に対する取組の推進、意識の向上等を図っていく取組として、減量化や資源化を目的とした基金を設置し、地域住民のごみ減量化等に対する活動については活用するなど、住民意識の向上等に取り組んでいってはどうでしょうか。

お隣の泉大津市などでも取組がなされております。例えば、自治体のごみ有料化の内容について、調査・研究を行っていただきたいのですが、例えば、本町より高い料金の設定団体もあつて、ごみの減量化、再資源化を推進するということから、各世帯の人数に応じた、無料普通処理券を配布したり、そして負担をお願いする一部従量性による方法を導入したりしている団体もあると聞きます。本町においても実施している、乳幼児や介護による紙おむつの使用がある世帯には、一定枚数、無料配布しておりますが、これらの制度についても、最近の社会情勢を考える中、他団体の制度を調査・研究、比較することも必要ではないでしょうか。

公民連携方式を進めていくに当たり、ごみ処理経費の軽減を見込まれるということですが、公民連携事業について理解をいただくためにも、新施設が稼働する前に、ごみの処理に関し、住民への還元、負担軽減について、幾らかでもインセンティブが先行的に取り組むことができないか、など、いろいろな角度からもっと調査・研究を検討して、お願いしたいのですが、その辺のところどうでしょうか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

一般廃棄物処理の有料化につきましては、国の定める方針において、経済的インセンテ

ィブを活用した一般廃棄物の排出抑制や、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきであると記載されていることから、本町においても、制度の導入に向けて、議会、住民、審議会等、各所からご意見をいただいた上で、現在の料金設定や、方式を決定した経緯がございます。

こうした国の方針の趣旨を鑑みて、一定、減量効果が見られたから施策を見直すのではなく、さらなる減量を目指して制度を再検討することが必要となります。

また、ごみ処理経費につきましては、ご質問のとおり、公民連携事業を実施することによる費用減少や、収入増が見込まれております。

これについて、住民への還元、負担軽減という観点から、ごみ処理手数料の引下げをということでございますが、手数料を引き下げた結果、ごみが増加し、結果として、ごみ処理費用も増加したということになってしまえば、逆効果となりますので、慎重な検討が必要となってまいります。

今後、他市の事例や、本町における効果を検証し、さらなる減量につながることを前提とした調査・研究を行ってまいります。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

今、いろいろな角度から調査・研究していただけるよう質問させていただいたのですが、何も来月からすぐにごみ袋を無料にせえと、見直してくれと、これは全然、今すぐということは言っていないんですが、調査・研究っていうのをもうちょっとですね、感じて答弁をほしいと思うんですけど。今の答弁やったらちょっと納得がいかないような感じなんで、再度、答弁をお願いしてよろしいですか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

他市町村では、それぞれ創意工夫をされた取組を展開されておられますので、今後、幅広く調査・研究をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

まあ有料化になってですね、ごみの量が減っているのは確かで、無料化にすれば幾らかでも増えるという考え方になってくると思うんですが、一気に無料化とかいうか、ごみ袋無料とかいうんじゃないですね、やはり住民に対して、月に40万円やったら40万円、20万円やったら20万円から、どんどんどん住民のためにですね、この今のせちがらい世の中の中ですね、そういうふうなこともいろいろ研究してですね、これやったらいけると。今後、財源も増えるようになっていくと思いますので、その辺の住民の負担を幾らかでもですね、助けていただきたいというふうに思いますので、どうかよろしくお願いします。

続きまして、公民連携方式によるごみ処理について質問いたします。

新たなごみ処理方式については、できるだけ住民に情報を発信し、理解を得ていただきたいということについて、令和5年12月議会でも一般質問をさせていただきましたが、もっともっとですね、発信していったらどうかというふうに思います。

私の近所の人とかですね、周りの人も、現在、順調に進んでいるのかとか、いつから新施設の建設が始まるのか、いろいろ言われている中、何か問題があるのかなどについて聞かれることもあります。

本町のごみ処理方式については、公民連携方式により、令和15年、新施設供用開始に向け、事業が進められております。新たな公民連携方式によるごみ処理施設について、住民により理解をいただけるよう、事業内容、進捗状況等を広報ですね、よくホームページに出ておりますとか言うんですけど、まあはっきり言ってあんまりホームページ見ていないと思うんですよね、皆さんね。だから、広報にそういう、こういう紙1枚でもいいから、毎月、今の状況はこういうふうになっておりますとか、いろいろ状況説明っていうのをですね、毎月、月1回でもいいんですから、それをちょっと行っていただきたいというふうに思います。

併せて、今回、新たな公民連携方式によるごみ処理施設の件以外のごみ処理全般についても、これまで以上に本町の住民の方々にですね、理解をいただけるよう、ごみ減量化、再資源化の推進等についても、住民に啓発、発信を行っていく必要があると思います。その辺のところ、いかが考えでしょうか、お示し願えますか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

ご質問の公民連携事業につきましては、本年10月1日に新たに建設されるごみ処理施設の整備や、現在休止しているごみ処理施設等の解体について、設計や許認可取得を行う

ことを定めた実施協定を締結し、相手方において、設計作業がスタートしております。

この事業推進に当たりまして、議員ご指摘のとおり、公民連携方式によるごみ処理施設について、住民により理解を深めていただくため、来月より町広報誌等において、本事業の概要や、その進捗についてお知らせをさせていただく予定でございます。

また、公民連携事業以外にも、ごみの減量化や資源化、また環境行政等についても、幅広く情報発信をしていきたいと考えております。

一方、住民説明会につきましては、法令に基づき、設計や許認可手続等が一定進んだ段階で行われますので、その開催等につきましても、町広報紙等を通じて、周知に努めてまいります。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

先ほどの答弁で、住民への理解の浸透については、町広報紙を活用して情報発信を行っていくと。また、住民説明会については、法令に基づき、設計や許認可手続等が一定進んだ段階で、環境アセス実施時などの許可認定手続の中で行われるものと理解をいたしました。

ごみ処理事業の内容や実施の方向性については、10月の町長選挙で一定の民意を得たところであります。

公民連携方式によるごみ処理施設については、何とか前に進めていく必要があるということから、議会の議決をもって前に進められてきましたが、賛成者もこれ反対者も非常に重い決断であったと思います。

そういうプロセスがあったということからも、できるだけ理解をいただきながら、丁寧に進めていっていただきたいと思います。

ごみは毎日の生活の中、必ず排出され、焼却施設において処理されることから、ごみ処理施設は地域生活を支えるための重要なインフラ施設であります。視察に三重県の伊賀市ですね、兵庫県三木市、2施設に視察に行かせていただきまして、その三木市のところに温泉施設とかですね、で、その中のコンビニエンスストアとかも建てられたもの、皆さん覚えていらっしゃるかなと思うんですけれども、そういう本町においても公民連携方式を取ってですね、地域と共存共栄した本町のまちづくりにも参加していただける、そんな施設であっていただきたいと思っております。

これからも引き続きですね、本事業がですね、環境面、経済面において、忠岡町にとってよかったものになるよう、町側も厳しいモニタリングを実施し、住民への周知を徹底させていただくよう要望いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、学校給食ですね、これちょっと質問させていただきます。

最近偏った栄養の摂取や朝食を食べないなど、食生活の乱れや肥満など、子供たちの健康を取り巻く問題が深刻化してきていますが、そんな中、栄養士の先生を中心に頑張っているのか、本町の小・中学校給食は非常においしいというふうに聞いております。うちの孫も給食おいしい、おいしいと言うんですけども、より安全・安心で、そして楽しいですね、給食、あっ給食や、わくわくする、ドキドキして食べるとか、健康増進につながるですね、給食の提供がされるように一般質問させていただきますので、どうかよろしくお願いします。

そこで1つ目の質問ですが、子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣について身につけることができるよう、学校では食育に関してどのような取組がされているのか。また、学校給食の適正・円滑な運営に向け、専門家や保護者からの意見を聞くことや情報共有については、どのように行われているのか、お示し願えますか。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田教育部長。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

令和6年度につきましては、家庭科の実施がない低・中学年がコーンの皮をむき、すり潰し体験を実施し、できたペーストを給食で使用するなど、食材と触れ合い、子供たちが食に親しみ、正しい知識を身につけられるよう工夫いたしております。

また、旬の食材を利用したり、月見団子やハロウィンの南京等行事食を実施し、食を通じて季節を感じられるよう工夫いたしております。

学校給食の適正円滑な運営に向けて、保護者向けに年1回給食試食会を実施いたします。また、栄養教諭、調理員及びPTAの給食委員が参加する献立作成委員会を月1回開催しております。献立作成委員会では、保護者から学校給食についての子供たちの意見を吸い上げたり、日々残食から子供たちの傾向を分析し、子供たちにしっかり食べてもらえるよう、情報共有いたしております。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1番（河瀬 成利議員）

先ほどの答弁の中でですね、残食、食べ残しですね、子供たちの傾向を分析していると答弁がありましたが、食べ残しってというのは結構好き嫌いというのがあると思うんですけども、どのような状況なのか。また、それに対する指導とか、食べる食べるというてもし

ようがないと思うんですけど、指導というか、改善に向けてのどのような取組がなされているのか、お示し願えますか。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田教育部長。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

大おかず、小おかず、牛乳で残量を集計いたしております。子供たちが好きなおかず、例えば、カレーやラーメン、ハンバーグといったおかずのときは残量が少なく、おからなどといったおかずの場合は残量が多くなっているというのが現状でございます。よろしくお願いいたします。

また、食べ残しにつきましてはですね、郷土食等々については、どうしても食べ残しが多くなっておるという状況でございまして、なかなか現状といたしましては無理にというわけにはいけませんので、その点をご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

我々時代のもので、給食と違いですね、我々のときは給食おいしいと思ったことはなかったんですけども、今の小学校とか中学校は幸せなほうですね、給食はおいしいということで、これからですね、いろいろもっと研究していただいてですね、もっと皆さんが食育に関して興味を持っていただけるとかいうふうな形のことを思いますので、その辺のところよろしくお願いします。

そして、2つ目の質問に入ります。

食を通じて地域等を理解することや、食文化の形成を図るための、より一層の地場産物の活用及び子供たちの健やかな成長、健康づくりを進めるための米飯給食、お米ですね、充実に向けですね、金芽米っていうのがありますよね。皆さん、この金芽米っていうのはご存じの方もいらっしゃるかわからないんですけども、東洋ライスというところがですね、泉南の臨海走っていますと、金芽米と大きいに書いてある倉庫があるんですけど、田尻町に工場があってですね、これ泉大津市とか、田尻町は給食のお米をこれを使っているんですね。そして、その辺のところをですね、金芽米を忠岡町にもぜひとも導入していただいいてですね、子供のもので、健康を維持していくような形の給食にしていきたいのですが、その辺のところどうでしょうか、お示し願えますか。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田教育部長。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

地場産物といたしましては、現在、ちりめんじゃこを活用いたしております。学校給食で活用するとなると量を確保する必要があるため、難しいところもございますが、学校給食としては、子供たちにしっかり食べてもらうことに力を入れているところでございます。

議員ご指摘のように、金芽米はですね、白米に比べて栄養価が高く、近隣では泉大津市及び田尻町が学校給食に取り入れております。金芽米導入に当たり、泉大津市は金芽米の費用を市が負担、田尻町は給食費を無償化しており、経費については導入市町が負担いたしております。金芽米の導入には、コストの上昇が見込まれることから、今後、調査・研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

ちょっと金芽米についてですね、ちょっと私自身で調べてみたんですけども、玄米独自の加工技術によりですね、ビタミンやミネラルなどの源である玄米の栄養を残した、言わば全部白米にしない、そして、玄米の皮というのをちょっとでも残して、そしてなおかつおいしくですね、消化性に優れたお米ということで、近隣では泉大津とか田尻町、住民の健康増進に向けられておるわけですが、給食の無償化ということも大事なことでありますが、やはり無償化となりますと、費用面も大きく必要でありですね、これは国の施策として取り組んでいただければと思いますので、より健康増進等につながる部分については、町からの助成を検討いただきですね、この金芽米を導入いただければと思いますのでよろしく願います。

地場産物の活用については答弁にあったように、町内についてはちりめんじゃことか、じゃこですね、しらすですね、活用ということになりますので、泉州地域、また大阪もんと言われてますが、大阪府内の地場産物を活用いただければよいと思います。できれば食べるだけではなく、収穫体験ですね、そして、調理体験などを通じていただきたいと思います。その辺のところ、目で見たり、手で触ったり、匂いを感じるなどの体験活動も行っていたいただきたいと思います。その辺のところいかがお考えでしょうか、お示してください。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田教育部長。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

議員ご指摘いただいたところに関してはですね、今後さらなるそういった体験ができるようになるかどうかも含めまして調査・研究してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

その辺のところ、引き続き取組を進めていただきたいと。まあ、今忠岡の漁師さんでもカキの養殖とかですね、いろいろ考えてやっておられると思いますんで、ちょっとその辺のところをよく研究していただき、何かございましたら、漁師さんだったらようけ知り合いおりますんで、いろいろと聞けると思いますんで、そんなところでよろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。本町のこども園での紙おむつのサブスクサービスの導入について。

就学前教育等に対する取組については、これまでも一般質問させていただいておりますが、本年度からですね、機構改革によりまして、就学前教育・保育の担当部局が変わりましたので、そのあたりの取組状況などを注視しながら質問等させていただきたいと考えておりますが、今回は本町こども園での紙おむつサブスクサービスの導入について、一般質問をさせていただきます。

紙おむつのサブスクリプションサービスなんですが、保護者が月額で料金を支払うことで、こども園に紙おむつやお尻ふき直接届くサービスで、保護者は紙おむつを持参したりですね、紙おむつに私の孫も名前書いて持っていかせてるんですけども、その手間をなくすということで、こども園の施設側の職員も持参されたおむつの個別管理がなくなりですね、業務の負担が軽減され、子供たちとの関わる時間が少しでも増えるのではないのでしょうかと思います。

保護者の方が出勤時、結構朝早くですね自転車の後ろに乗せて走ってるお母さんたくさんおるんですけども、たくさんの荷物を持ってですね、登園されてる方もかなり見かけらるんですね。共働き世帯の今増加に伴いですね、保護者の負担は年々増加しておると思います。少子化や共働き世帯の増加に対応し、より一層の子育て支援の充実を図るためですね、紙おむつのサブスクサービスを導入することで、子育てしやすい環境の整備と定住促進等につながると考えることから、本町においても導入してはどうでしょうか、お示し願えますか。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

本町のこども園での現状を申し上げますと、紙おむつにつきましては、ご家庭で用意していただき、登園時に持参していただくようになっております。万が一忘れた際には、こども園のほうで貸し出し、後日現物をお返ししていただくというような取扱いとなっております。

現状のやり方につきましては、保護者のほうから特段のご意見、ご要望などは伺っていない状況ではございますが、議員仰せの紙おむつのサブスクにつきまして、今後ですね、本町においてもニーズとしてあるのか、そういった部分も調査・研究してまいりますので、よろしくお願いいたします。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

今結構ね、本当に朝自転車で大急ぎで走っていくお母さんとかたくさん見ますんで、その辺のところ、ちょっとおしめでも支給したりですね、そういうことをちょっと考えてもらえれば、お母さんたちも助かるんじゃないかなと思って質問させていただきました。

それで、紙おむつのサブスクサービスの導入については、先日ですね、福祉文教常任委員会で視察に行きましたらですね、田尻町こども園でも実施されているそうで、調べると、全国及び府内自治体でも多くの団体で導入されているようです。役所も費用がかからずですね、住民の利便性向上が図られですね、先行例を見ると、おむつの持参忘れや足らなくなるという心配もなくですね、おむつ管理スペースが必要なことなども負担になるんですが、導入業者によれば、無料のトライアル期間なども設定されておりまして、保護者にとっても導入しやすく、管理する職員にもおおむね好評を得ているようでございます。

もちろん全ての方が利用するという制度ではありませんが、いろいろね、パンパースがええとか、いろいろおむつによってもいろいろあると思いますので、その辺のところは十分考慮していただいてですね、職員とですね、保護者負担の軽減が図られ、その分子供と向き合う時間の確保につながる紙おむつのサブスクサービスを、手ぶら登園ということで、子育て支援策の一つのメニューとして検討願いたいと思いますが、どうかその辺のところよろしくお願いいたします。

ちょっと時間ないので、最後の質問でですね、財政運営について。

これまでも一般質問で、財政の健全化について一般質問を行ってきましたが、策定等についてはどのような状況か。今年の人事院勧告で、一時金の引上げに合わせて例月給与が月数万円引き上げられ、人事院勧告を完全に実施した場合、かなりの影響が出る自治体もあるというふうに聞いております。給料については、今後も引き上げられていることが予想されていることから、自立した安定的な財政運営を進めていくためには、併せて人件費、職員の定数管理等についての計画、方針等が必要であると考えておりますが、どのようにお考えでしょうか、お示ください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

時間もあれなので、答弁により質疑終了します。

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

以前から継続してご質問をいただいている財政運営基本方針でございますが、ほぼ内容は固まっており、あとは庁内調整を実施した後に、議会にて説明させていただき、策定させていただく予定としております。

また、職員の定数管理等の計画、方針等でございますが、本町の財政を考える上で人件費は大きなウエートを占める支出となっております。そういったことから、必要人員については無計画に採用するというのではなく、毎年将来を見据えながら、採用人員を検討しているところであります。現在、年次計画も含めた定員管理計画を策定を進めているところでございますので、よろしくお願いいたします。

1 番（河瀬 成利議員）

ありがとうございました。

議長（北村 孝議員）

以上で、河瀬成利議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、二家本英生議員の発言を許します。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

5 番、日本共産党、二家本英生です。質問通告に従って、これより一般質問を行います。まず一番最初の質問、学校給食費について質問いたします。

原材料高や物価高騰が続く、賃金も物価の上昇に追いつかず、実質賃金も前年比マイナスが続く、私たちの暮らしは依然厳しいままです。それは子育て世帯の暮らしも直撃しています。国も各自治体も子育て世帯の負担軽減を図るため、様々な施策を検討していますが、とても実感が伴わない状況です。

学校給食費無償化への動きは、文部科学省において昨年、実態調査のアンケートが実施されました。その結果は、全国1,794自治体のうち、約30%の547自治体が無償化を実施しており、多子世帯や所得を条件にするケースを含めると、約40%の722自治体に及びます。

給食費無償化を実施している大阪府内の自治体は、義務教育無償の趣旨を踏まえ実施しています。学校給食法でうたわれている材料費は保護者負担よりも、実勢に合わせた施策だと思います。忠岡町では2020年、22年、23年と過去3年間、国からの交付金を活用し、小・中学校の給食費助成を実施してきました。また、今年度についても12月から給食費の助成が開始されます。

給食費の助成は、保護者から助かっているとお声を多く聞いています。特に、二人、三人と子供がいる家庭では、経済的負担が大きくなるので特に喜ばれていました。忠岡町が国からの交付金を給食費の助成に充てる理由として、物価高騰に伴う子育て世帯の経済的負担を軽減するためと、補正予算案の内容の説明にも書いてありました。物価はまだ高い水準であり、今後の見通しも明るい兆しが見えません。子育て世帯の負担は続く一方です。

忠岡町においても、給食費無償化を国において財政措置を求める意見書を、2022年の6月議会で採択されましたが、国はなかなか動いてくれません。それなら忠岡町単独で、保護者の負担を減らすため給食費の無償化に取り組むべきではありませんか。教育部長よりご答弁をお願いします。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田教育部長。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

議員ご指摘の学校給食の無償化につきましては、令和6年9月議会でも申し上げましたとおり、無償化には年間6,500万円程度が見込まれる。本町の財政状況を鑑みると、町単独での無償化は難しいと考えております。引き続き給食費につきましては、補助金の創設等を国に要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

給食費の無償化については、国が行うべきであり、忠岡町での単独事業としては厳しいという答弁でした。これは、私も過去何回か質問させていただく中で、全く同じ答弁であります。来年度は、学校の体育館の空調事業も予定されています。そのことについては、従前より求めている件なので大変評価をしています。当然、それに係る多額の費用も必要なものと理解しています。

物価高騰については、実際の数字でも表れています。特に食品に特化すると、120.4 ととても高い数値が出ています。この1年間だけでも8.8ポイントも上昇しています。忠岡町は2023年度に1食当たり50円値上げをしています。これだけ食品の値上がりがある中、現在の給食費で質の確保ができるのでしょうか。ここ最近でも2年連続で給食費を上げている自治体もあります。忠岡町も今後給食費の値上げも考えられます。そういった場合、値上げ分を行政が負担をして、少しでも負担軽減を行い、給食費の助成を行うこともしています。そのような施策を忠岡町でも導入すべきだと思います。いかがでしょうか。教育部長より答弁をお願いいたします。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田教育部長。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

現時点では、学校給食の負担が上がるかどうかは定まっていない状況ではございます。しかしながら、議員お示しの件につきましては、実施している他市町の状況を調査・研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

今は値上げについては、当然来年度のことでもありますので、定まっていないのは承知しております。ただ、物価高騰っていうのはこれからも続いていく中で、給食費の負担がこれは大変なものになってきてます。先ほども河瀬議員から質問があったとおり、やっぱり質の高い給食を確保するためには、ある程度の費用が発生すると思います。そういった中で、やはりその学校給食費を上げざるを得ないときに、そこはやっぱり行政が頑張っていたいて、その部分を助成いただいて、子育て世帯の負担を少なくしていただきた

いと思います。

子育て世帯の負担軽減については、昨日町長が行った所信表明の中でも述べられていました。ただ、町長選挙の公約で、給食費の無償化がなかったことは非常に残念に思います。引き続き、保護者の声を聞き、学校給食費の無償化をはじめ、給食費の助成について、これから求め続けたいと思います。

次の質問に移ります。学校給食費の公会計化導入について質問いたします。

学校給食費の公会計化は、教員の業務負担の軽減等に向け、学校給食費の公会計化を促進するとともに、保護者からの学校給食費の徴収管理業務を地方公共団体が自らの業務として行うことになります。

全国の導入状況は、文部科学省が昨年8月31日に発表した報道によると、実施している自治体が34.8%、準備検討している自治体が30.4%で、合わせて65.2%になります。大阪府下での導入は、実施が22.5%、準備検討が32.3%、合わせて54.9%となり、全国平均には届かないですが、半数を超える自治体で導入されています。忠岡町においても、少しでも教員の負担を減らすために、給食費の公会計化を導入すべきだと思いますが、いかがでしょうか。答弁をお願いします。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田教育部長。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

公会計化を進めるに当たっては、システム改修費、運営保守費についての予算措置や公会計導入後の徴収、督促に係る体制の確保など、予算措置、人員の配置等様々な課題があり、現時点での導入は難しいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

費用面、人材の体制の確保についての問題、様々な問題があるっていうことで難しいということでした。ただ、まだなぜ今回この公会計化導入を求めるかということ、昨今、学校現場で教員が子供と向き合う時間が少なくなっています。その理由として、日中は当然授業があります。授業が終わると学校を休んでいる児童生徒に対してのフォロー。子供の状況を他の教員と共有するため、大小様々な打合せや職員会議などがあり、中学校では部活動の指導もあります。それらの業務が終わってから、その日の振り返りや、次の日の準備

などで夜遅くまで仕事をしている教員もいると聞いています。この長時間労働によって体調不良となり、長期間の休養をせざるを得ない教員もいます。だから、少しでも業務量を減らすことが早急の課題となっています。

公会計化について、近隣の高石市、泉大津市、和泉市、岸和田市の担当に聞き取りをしたところ、高石、泉大津、岸和田が公会計を導入しています。一方、和泉市では忠岡町同様の自費会計の形式を取っています。導入している３市は、やはり導入した理由として、様々な課題はあるものの、教職員の負担軽減を一番に挙げられていました。

そのような事情から、少しでも教員の負担を減らし、その先に子供たちと向き合う時間をつくるために、給食費の公会計を導入していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。再度、答弁お願いいたします。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田教育部長。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

公会計化につきましては、現時点での本町への導入は難しいとは考えておりますが、公会計化を実施している近隣市町の状況をですね、調査・研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

５番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

５番（二家本英生議員）

できるだけ教員の負担を減らすために、可能な限り公会計の導入を求めて、この質問を終わります。

続いての質問に移ります。機構改革についての質問に移ります。

昨日行われた松井議員と同様の質問も含まれていますが、質問をいたします。

今年４月より、役場内の機構改革が行われ８か月が経過しました。機構改革については、２０２３年１２月定例会において、機構改革による条例改正の議案が提出されました。そのときの説明の中で、事務負担の軽減など職場環境の改善を図り、質の高い行政サービスを提供するため、組織機構の見直しを行うとありました。

機構改革をしてから８か月が経過していますが、見えてきた効果と課題はどのように感じていますか、人事部担当より答弁をお願いします。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

中定公室次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

今の二家本議員のほうから言及もありました、昨日の松井議員のご質問と同内容ですので、答弁も重複いたしますが、ご理解のほどお願いします。

本町のような小さな組織で、他の団体と同様に組織を構成するのではなく、本町に合った形を模索し、小さな課をできる限りなくして、課を大きくして、職員同士の助け合いのできる組織にと検討した結果でございます。大きくくりをした部署では一定、目的どおり機能していると感じているところでございます。

また課題とのことですが、どの部署というわけではなく、機構改革は実施した後からも常に検討が必要になるものと考えておりますので、今後もよりよい組織となるように検討を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

昨日、松井議員も同じ質問をされて、同じ回答だったんですけども、課題については、もう常に検討していただくということで、それが質の高い行政サービスにつなげていくということで分かりました。

少し私のほうでちょっと懸念点が一つあります。部課、部署の大きくくり化をすることによって、子供に関する手続が今までは年齢や相談内容によって、複数の窓口に行かなければならなかったんですが、今回こども課の創設により、多岐にわたっていた窓口が1つの窓口でほとんどのことが対応できているようになりました。これは以前から要望していたことであり、評価をしています。

その反面、機能を統合したことにより、1つの部署で複数の業務を受け持つことにより、仕事量の増加となり、案件が多くなり、対応の遅れや、また仕事が煩雑になっていないか、それが質の高い行政サービスにつながらないのではとの懸念も感じるところであります。

昨日、松井議員の質問でもあった改善点については、状況に応じて検討しているとの答弁がありましたが、実際にどのような課題があったのでしょうか。答弁をお願いいたします。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

中定公室次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

今、例として述べていただいておりますことも課では、ワンストップでいろんな手続きができるメリットがありました。それから、仕事が増えて煩雑というご指摘もございましたけども、今回の機構改革後に伴う人事異動の際にもですね、決して人員の削減ということとをせずに、むしろそこは一つの仕事に対して一人の人間が必要でなくても、そこは増員を図るような形で、大くくりしながらも全員で助け合いのできる模索ということでやってきたところでございます。先ほどの答弁と一緒になるんですけども、課題というところは、今後はいろんなところで問題生じてきたら、また検討していくことになると考えております。

以上でございます。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

人数削減ではなく、しっかりとした人数をそこにつけて対応をしていって、それで問題があった場合には、その都度改善検討をしていくっていうことで分かりました。今後ともよろしくお願いします。

次の2番の質問に移る前に、通告の内容の修正をお願いいたします。2の質問の1行目から2行目、生涯学習課が文化会館から本庁へ戻ってきた。僅か1年半であるっていうところの期間が間違っていますので訂正をお願いいたします。ここ2年半へと訂正、お願いします。よろしくお願いします。

それでは質問に移ります。

今年9月に教育部・生涯学習課が文化会館から本庁へ戻ってきました。2022年の4月に本庁から文化会館へ移動して、僅か2年半です。移転したときは、文化会館業務の機能強化の一環と考えているという町の答えがありました。移転したときは、事務室の整備費用などもかかっています。この2年半の間、移転した目的である機能強化の一環の効果についてどのように評価しているのか、答弁をお願いいたします。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

中定公室次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

当初事務所移設をした際の目的としまして、文化会館の運営の検討がありました。この

点について現場で各種団体の声を聞き進めていく予定でしたが、事務所が文化会館であった2年半の間、課長が在籍したのは2名の課長で1年と3か月だけでした。あとは体調を崩して、ちょっと不在という期間が続きました。残された職員は判断する職員がそばにいない状態で続き、常に不安に感じていたこと、それからまた事務所を移したことにより見えてきたメリット、デメリットもございます。これらを総合的に勘案し、事務所を役場に戻した次第でございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

当初の目的であったのは運営の強化というか、そちらのほうを本当は運営の強化をして、そこを利用している方の声を聞いて、今後どのような形でしていくかっていうのがあったんですけども、いろんな要因によって、こっちに戻してくるっていうことが分かりました。でもしかし、機能強化の一環を目指していたのであれば、継続していかなければならなかったと思います。諸事情も鑑みた上で、出戻りとなったわけですが、文化会館の機能強化については、利用者や住民ニーズを把握した上で、より一層住民が使いやすい文化会館を目指すことを求めて、この質問を終わります。

続いての質問に移ります。産廃焼却施設について質問をいたします。

住民への説明が不十分であり、十分な理解が得られていないまま進められている産廃焼却施設建設計画の問題です。忠岡町は2023年2月8日に、関連事業者3社と今後の忠岡町の廃棄物処理について、公民連携協定書、基本協定を締結しました。しかし、基本協定が締結された段階では、住民の理解が得られたとは言い難い状況であり、忠岡町に産廃施設ができると知っていた住民は、ごく一部の方に限定されていたように思います。

施設から出される排ガスや、通行する大型車両の増加、地球温暖化対策、ごみ減量化による廃棄物焼却量の減少など、様々な不安要素を住民が感じているのにもかかわらず、町からの積極的な情報発信や、説明が少ない中、この状況で住民に理解を得ることができていない計画を進めていくのは認め難い状況であります。

このような状況の中、さきの9月議会での一般質問でも、公民連携協定は解除できるのかということを確認しましたが、答弁を要約すると、事業が進んでいるので解除しないということを繰り返すのみでした。

10月に町長選挙が行われ、現町長が当選しましたが、票数の結果を見ると、産廃焼却施設建設については、住民が心から歓迎しているような状況ではなかったと感じます。この件に関し、産廃建設反対派の町長が誕生したときや、計画中止を求めた住民投票を実施され、産廃焼却施設は必要ないとの判断をした場合、忠岡町は協定を解除できますか、産

業住民部の担当部長より答弁をお願いします。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

この事業は、本町が実施した（仮称）地域エネルギーセンター等整備運営事業提案募集において事業者を選定し、令和５年１月の臨時会において、公民連携協定の締結について議決をいただき、基本協定締結に至ったものでございます。

その後、令和５年４月に中継施設整備等に係る実施協定を締結し、し尿処理施設の解体と中継施設が建設され、現在ごみ中継事業が実施されております。本年１０月１日には、新施設の設計許認可取得についての実施協定を締結し、基本設計の着手、環境アセスメント調査に取りかかっている状況でございます。

議員より協定を解除できるのかとご質問いただきましたが、ただいまのご説明のとおり、事業も進捗していることから、本町の一方的な理由により協定を解除することは困難であると思われます。

以上でございます。

５番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

５番（二家本英生議員）

事業が進んでいるから解除ができないというのは、町側の理由であります。現在でも住民に十分な情報を示しておらず、理解が得られていない人は、絶対理解が得られているとは言えない状況です。

この計画を進めている根拠としては、先ほども答弁があったとおり、基本協定を議会で可決されたことにあります。議決をする前、事前に行われたふれあいホールでの説明会、そして各地区１０か所で行われた説明会、そこで住民から出された意見の多くは、産廃焼却施設ができることに対して不安があった意見でありました。それに対して、住民との意見交換、意見交換会などを持たずに、基本協定を締結しました。これはまさしく住民不在の中で進められた計画ではないでしょうか。

先ほど解除しないとの前回と同様の答弁がありました。でも、本当に解除ができない協定でしょうか。協定というのは、締結する当事者が合意をして交わす書面です。当事者同士の合意ができなければ解除も可能ではないのでしょうか、答弁をお願いします。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

公民連携事業につきましては事業が進捗しており、既に相手側におきましては、協定に基づいて多額の費用負担が発生している状況でございますので、解除することとなった場合は、町の一方的な理由により協定をほごにすることとなるため、賠償責任や法的な争いに発展することが想定されます。

以上でございます。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

先ほどから町の一方的な理由ということをおっしゃってますが、ただこの町の一方的な理由っていうところに、住民の意思っていうのは入っていないと私は思います。そういった中で進められている中の公民連携協定で基づいて進められている事業でありますので、やはりこの事業について、解除も含めて、今後も求めていきたいと思います。

この問題については、地域の生活環境を脅かす可能性がある施設であることは間違いはないです。そういった不安があるので、全国各地の産廃施設建設には反対が多いのも事実です。賠償金を払ってでも地域の環境を守りたい声が多い場合、この計画を止める必要があるのではないのでしょうか。再度、答弁をお願いいたします。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

先ほどと同じ答弁になり恐縮ではございますけども、本事業につきましては、中継施設の運用及び新施設の設計、建設など事業も進捗しており、今後も事業を進めてまいるところでございますので、解除については想定はしておりませんので、ご理解のほどお願いいたします。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

進められているので解除は考えないとの答弁ではありますが、果たして住民が産廃施設建設を望んでいるのか、甚だ疑問ではあります。私たちは引き続き産廃施設建設ストップを求め、この質問を終わります。

続いての質問に移ります。役場の駐車場の再設定についての質問を行います。

以前より役場駐車場、特に軽自動車のスペースが狭いという声を聞いています。枠内にきちんと駐車をして、隣に停車している車との幅が狭く、車から出るときも隣の車のことを気にしながら、乗り降りしなければならないほどです。

また、その駐車場が狭いことが一因とは限定できないですが、庁舎内駐車場でも事故が発生しております。私自身のことですが、今年に入って2度、隣に止まっていた車が出庫する際に、接触されたこともありました。

現在、軽自動車の規格は長さ3.4メートル、幅1.48メートルとなっており、この規格は平成10年から変わっていないものの、規格を最大限に作っている軽自動車も多くなっています。一方、国土交通省の駐車場設計施工指針についてでは、駐車場所の寸法が示されています。軽自動車であれば、長さ3.6メートル、幅員2メートルとなっています。

先日、町の職員と共に、実際に軽自動車の駐車場所の寸法を計測しましたが、この国土交通省が示している大きさとほぼ同じでした。しかし、これは長さについては20センチ、幅は左右合わせて52センチしか余裕がありません。これは最小限のスペースであるので、車の乗り降りするときに、隣の車にドアが触れたり、入出庫する際に接触する可能性が高くなり、トラブルの原因ともなります。ゆとりを持つのであれば、長さが4メートル、幅が2.2メートルぐらいあればよいとされています。

その点を踏まえて、ゆとりがある駐車場の設置をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。担当部長より答弁をお願いいたします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

役場駐車場軽自動車スペースに関しましては、これまでも議会においてもご意見をいただいているところでございます。過去の答弁とも重複いたしますが、今後の全体的な駐車台数等も鑑み、駐車場、アメニティ広場全体の見直しなども併せて検討しながら考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

過去にも答弁があったということなんですけども、全体的なこの周辺の整備計画もあります。そのときも、そのときにはその周辺の整備もされるということなんですけども、駐車場については、それまではそのままということですので、どれぐらいその計画ができるのか、時間かかるのかが不明な点があります。実際に事故が起こっている現状がありますので、できる限り駐車場の整備を優先していただきたいことを求めて、この質問を終わります。

最後の質問に移ります。公立こども園での病児保育について質問いたします。

共働き世帯の割合が年々上昇しています。総務省統計局の家計調査によると、共働きの割合は1980年の35.2%から上昇を続け、2000年には50%を超え、2021年には68.8%になっています。そういった中、子供が病気になったが仕事を休めない、そんな経験をした保護者も数多くいらっしゃると思います。

そういったときの支援として、病児保育事業というものがあります。病児保育については医療機関で実施していることもありますが、ふだん利用しているこども園などの施設での事業を実施している市町村も多くなっています。

忠岡町の実情は民間園において病児保育を実施していますが、昨年整備された新しい公立こども園では実施されていません。現在、民間園で実施されていると先ほども申し上げましたが、その利用状況について教えてください。健康福祉部長より答弁をお願いいたします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議員お示しのとおり、平成31年4月より病児保育室をピープル忠岡へ委託を開始しておりまして、令和5年度の実績でございますが、実人数としましては2名の子供が利用をされております。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

1年間で2名ということなので、ニーズとしたらかなり少ない感じになります。ただ、

やっぱりその少ないっていうのはいろいろ理由があると思います。この制度についてですが、全国的に、忠岡は先ほど2名という利用だったんですけど、利用率が低い、低いところであります。理由としては、この制度自体が知らないことはありますが、病児保育を利用する際は、事前の利用登録のほかに、医師からの意見書や空き状況の確認を前日までにすること、利用申込書の記入など手続が多く、利用するハードルが高いというのが原因です。

病児保育事業ですが、忠岡町では民間に、先ほども答弁があったとおり委託しております。現在新しくできた公立こども園では病児保育事業がされておらず、今の施設では、病児の子供を預かる場所の確保ができていません。本来なら新しく整備する当初の段階で病児保育ができるように場所の確保も検討すべきではなかったでしょうか。

しかし、冒頭に申し上げたとおり、共働き世帯も増える中、社会的ニーズも今後増える可能性があります。場所がないから病児保育ができないっていう話で終わらせるのではなく、今後忠岡町の公立こども園でも病児保育の実施を行うべきではないでしょうか。答弁をお願いいたします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

病児保育の必要性につきましては理解しているところでございますが、公立のこども園での実施となりますと、先ほど議員ご指摘のとおりですね、施設的に預かる部屋がないということと、人間的にも新たに看護師などの専門職の人材確保が必要となることから、現在においては考えておりませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

部屋がないっていうのと人材確保ですね、ここでもそういう問題、問題が出てきております。やっぱり保育士1名と看護師1名は必ず必要ということなので、そういった人材確保というのも、今後の課題となってきます。先ほども民間園で2名しか預かっていないということもありましたけども、やっぱりこの事業についても、隣の泉大津市ではやっておりますので、利用がニーズが増え続けることも考えられる事業であります。実施に向けて前向きな検討を求めて、一般質問を終わります。

以上です。

議長（北村 孝議員）

以上で、二家本英生議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により暫時休憩をいたします。再開は14時40分から再開いたします。

（「午後2時22分」休憩）

議長（北村 孝議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後2時40分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（北村 孝議員）

次に河野隆子議員の発言を許します。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

6番、日本共産党 河野隆子です。ただいまより、一般質問をお願いいたします。

まず1点目です。産業焼却施設の誘致計画についてです。杉原町長は、選挙結果をどう受け止められているのか、このことについて質問をいたします。

10月20日に投開票された町長選挙で、杉原町長の得票は過半数の支持を得ることができませんでした。杉原町長は過半数を得られなかったことについてどう思われるのでしょうか。町長よりご答弁をお願いします。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

選挙の結果、民意を得られたと思っております。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

民意を得られたと、民意とは何でしょうかね、住民のその民意。しかし、過半数以上の

方が町長に対して産廃誘致計画、このことについてやっぱり納得できないということで、町長には票を投じなかったと。民意とおっしゃるなら、その多くの民意はどうなるんでしょうか。

昨日、選挙後初めての本会議が開かれました。杉原町長の就任の挨拶では、多くのね、多くの住民の信任を得たと、このようなことを言われたんです。しかし、先ほども申しました選挙の結果は、過半数以上の住民から信任を町長は得てないんですよ。

町長は4年前の公約で、ごみ処理は広域化で進めていくということで選挙を戦われました。しかし、その1年余り過ぎたところですね、公民連携方式で産廃を焼く民間事業者を誘致するという、全く違う方式に舵を取り計画を今も進めているわけです。公約違反をしたという私たちの指摘にも耳を貸さず、そして、町長は公約違反ではないと、開き直ると、そういった態度です。住民から住民説明会を開くことを求められても開かない。これは首長としてあるまじき行為というふうに思います。

町長はちゃんと住民の皆さんに公約と違うことにしましたと、こういう方式を採ったことについて説明責任を果たしていないから、こういった選挙結果、過半数以上の住民から信任をしないということを突きつけられたわけであります。

昨日の一般質問の中で、町長は意見交換の場を検討すると答弁されておりました。町会にも出向いて、地区懇談会もしていくというような答弁もあったというふうに思います。早急に開くべきだと思います。

広域から産廃施設誘致計画という全く違う方向に計画を変えて進めているんですから、住民説明会を開いて、公約違反を認める。これは町長しかできません。職員さんではできません。町長が責任を持って説明会を開いて、町長が自分の言葉でちゃんと発信する。いかがですか。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

昨日の説明はですね、タウンミーティングというて、今後の忠岡町の行く末という全般の説明の中ですることでありまして、何も先ほどから議員ご指摘の産業廃棄物、産業廃棄物の計画とか言ってますけども、私ども言いますけども、しっかり私どもの内容というものは仮称のですね、地域エネルギーセンターという名前がついてますので、住民の皆さん非常にこれ混乱を招きますので、その言い方はですね、ちょっとお控え願いたいと思います。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

町長、今仮称と言われました。でも、実際は産業廃棄物のごみをあそこで焼くんですから、地域エネルギーセンター、こんなきれいな言葉で、逆に私たちは使わないでくださいと言いたいです、本当に。

でね、町長昨日は全般、全般という言葉を使っておられました。それは、やっぱり今住民説明会を開いたら、住民からどんな質問が自分に当てられるのか。非常に恐れているというところもあると思いますよ。そうでなければ、説明会をすればいいんですよ。なのにしない。

ということで、9月議会のこれこの前の9月議会ですね、この中でですね、前川議員の質問がありました。そこで、10月20日の町長選挙、これは住民投票に値するという発言がありました。結果、町長は今回の選挙で過半数は下回りましたが、選挙でありますから1票でも多ければ、その席に座られるわけですね。ということで、下回っていても町長は今その席に座られている。住民投票であればですね、産廃推進は過半数を取れなかったという結果になるわけです。町長は、そうなれば、その席に座ることができないという状況も生まれたわけであります。

町長、公約違反も認めない。それから、町長の住民への説明会もされる気は、今のご答弁でしたらないようです。再選された。再選されたから、町長はみそぎは済んだというふうに思われてるんですか、いかがでしょうか。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

いやいや、何もしないとか、何も言うてるわけではございません。今現時点では数字も答えられませんし、いろんな意見もありますので、まだ時間もありますので、今いろいろなところも少し、今現時点で調査・研究をやっているところの向こうの業者さんの動きもありますので、それはしっかりと数字が出たり、やったときには、しっかりと説明はさせていただきます。予定でございます。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

まだ町長、時間があるというふうにおっしゃいました。しかしですね、もうどんどんと水面下で事業者は動いてますよ。もう設計もできてるでしょう、ほぼほぼ。ですから、時間があるというのではなくて、もう全部決まってるからの説明では駄目なんですよ。今してもらわないと困るんです。今進んでいってるんですから、住民はそこでいろいろと聞きたい。ですから、開くのは今すぐ、今すぐしていただきたいというふうに思います。

過半数取れていない結果になりましたのに、多くの住民から信任を得たと、町長昨日おっしゃったということで、他の与党議員からもそういうことがありましたけれども、それ以上にね、過半数以上の住民からは信任を得ていないんですよ。ですから、住民の合意も得ていない産業廃棄物誘致計画、これは中止を求めて次の質問に参ります。もう町長聞いても同じことしか答えませんので、次の質問に移ります。

次は、町は住民説明会を開催することということです。

環境アセス実施後に事業者が開く住民説明会、これは忠岡町がするわけではなくて、事業者がする説明会ですね、これではなくて、やはり本町の責任で説明会を開くべきではないかというふうに思います。

公民連携協定が進んでいるわけなんですけど、我が党は、住民説明会をもって住民の意見をよく聞くと、そして、その声も反映させるべきだということで、この2年余りずっと議会で質問をしてまいりました。忠岡町は集会所を一巡しただけの住民説明会、それも公民連携が選択肢の中で最もよいと、忠岡町の考える一方的な押しつけ、そういった説明会があります。住民の意見や考えを聞いて、住民と一緒にごみ行政をどうやって進めるかという姿勢が全く忠岡町にはありません。

これまで何度も住民説明会を開くことを私たちは求めてきました。住民の意見は聞かない、それが今の忠岡町の姿勢であります。町長を先頭にそういう姿勢なんですね。それから今まで住民説明会を開けというところで、町は法や条例に基づいて、環境アセスのときにですね、事業者が住民説明会をしますと、そんな答弁を繰り返していました。では、事業者が開く住民説明会、これはどういったものなんでしょうか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

環境アセスメント制度において求められる説明会は、環境アセス実施後ではなく、アセスメント手続中において実施するものでございます。

まず最初に、環境アセスメントを実施する環境項目や方法を記載した環境影響評価方法書を提出し、1か月間縦覧されます。その後、市町村長審査会、住民の意見や事業者の見解を勘案して、知事の意見を述べることとなっています。

次に、環境アセスメントの結果や環境保全のための措置等を記載した環境影響評価準備書を作成し、提出後30日以内に環境影響を受けると認められる地域が決定され、1か月間縦覧されます。この時点で、事業者は縦覧期間内に準備書の内容について説明会を開催しなければならないとされております。

環境影響評価準備書では、事業内容や工事概要に始まり、環境影響評価方法書に基づく環境影響の予測、評価結果について、また、施設工事期間中や施設稼働中における環境保全措置、事後調査の方針などが記載されることとなりますので、説明会ではこのような準備書の内容について説明が行われることと認識しているところでございます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

今ご説明ありましたが、もちろんこの府の条例ですね、環境アセスメント制度の条例、これがあるわけですから、必ず事業者は説明会を開かないと建設には至らないということで、これは当たり前のことですね。

で、今ご説明ありましたけれども、その中で住民の意見をどう聞くんでしょうか。やはり今の説明を聞いても、事業者がする説明会と忠岡町が主体となつてする説明会、それは内容が全く違うということであります。巨大な産業廃棄物を焼く施設が建設されてですね、一年中24時間、毎日産廃焼かれたら、どんな生活環境に影響が出るのか。また、子供たちに健康被害は出ないか。10トントラックはどのルートを走るのか。それぐらいでしたら、事業者は答えることができるかもしれません。

しかしながらですね、住民がやはり協働してごみの減量化、先ほどからも出ています、もちろんごみの減量化はこれからどんどんと進めていかないといけない。そういった住民が協働して取り組まなければいけないこのごみの減量化、こういったことを事業者に話できますか。それはやっぱり忠岡町しかできないんですよ。ですから、忠岡町が開催をして、きっちりと住民説明会を開く、そして、住民の環境を守ると、そういった役割が忠岡町にはあります。

ごみ処理は、自治体忠岡町の責任ですよ。ですから、事業者任せの説明会だけではなくて、で遅いですわ、こんな説明会。何もかもほとんど決まった後の説明会。だから、先ほどの町長にも質問しました。今すぐ説明会を開けと言ってるんです。ですから、事業者任せの説明会、これでは住民の疑問にも答えられない。やはり忠岡町が主体となつてする説明会、この役割というのが大事なんです。ですから、住民の声を聞いて議論をする説明会、本町の責任でしてください。いかがですか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

本事業は、令和５年１月の臨時会におきまして、（仮称）地域エネルギーセンター等整備運営事業公民連携協定の締結について議決をいただき、令和６年度以降のごみ処理方式について、町として意思決定を行った上で実施しているものでございます。

このような経過から、現段階において事業の是非に関する説明会を実施する予定はございません。ご質問にありました住民の疑問という部分につきましては、新施設の工事概要や環境への影響に関するものであると認識しているところでございます。こちらにつきましては、施設整備を行う事業者が実施し、その内容に対して住民の方が直接ご意見していただける場が適切であると考えております。これについて、先ほどの答弁のとおり、環境アセスメント手続の中で法令に基づいて実施されることとなります。

一方、事業の周知等につきましては、これまでも町ホームページや町広報紙において行ってまいりましたが、今後新施設の整備に向けて事業が進んでいく段階となりますので、別の答弁にもございましたとおり、町広報紙等を通じた情報発信から取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

６番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

６番（河野 隆子議員）

広報紙で、広報紙でお知らせするというご説明もありましたけれども、やはりそれだったら一方通行なんですね。ですから、やはりちゃんと住民と向き合って話ができる説明会をすると、それを開くことが大事じゃないかというふうに思うんです。

今年８月、９月にですね、明るい住民本位の忠岡町政をつくる会というこの民主団体が住民アンケートを採りました。約３００通の人数が返ってきたわけなんですけれども、その中で忠岡町が公民連携による産業廃棄物の焼却施設建設、この計画を進めていることを知ってますかという問いがありました。その中で、半数以上の方が知らない。または知っているけども、内容は分からないと、そういったお返事だったんですね。それから、忠岡町から説明は十分ですか、あるいは住民の声反映されていると思いますかと、この質問に対してもですね、ほぼほぼもう１０割の、１０割に近い方が不十分であるし、反映されていないと、そういったお答えをされているわけなんです。

これだけ中身を住民の方が知らないと、ね。だから、ちゃんと説明が要るんですよ。建ってからだったら遅いですよ。今です、本当に。ですから、説明会してください。で、や

はりね、本町で暮らす住民、どれだけ大きな影響があるのか。安全やというんやったら、堂々としはったらよろしいんです。そこで住民が理解して、合意ね。合意を得たいならそうすればいいと思うんですよ。でも、それを開こうとしない。嫌やからせえへんのやろなというふうに、私は思っています。そうか住民から何言われるか、そこら辺がやはり不安であるというふうな形で思っておられるから、しないのかなというふうにも私思っておるんです。

ですから、説明会は、今ね、進めているんですから、今開かないと、また町民も言うてます。もう何もかも決まってからでは遅いんですよ。事業者がする説明会はもう遅いんです。ですから、やはり忠岡町が主体となって、きちっと住民の声を聞いて、反映できるものは反映させると、そういった説明会が必要であるというふうに思います。最後に答弁、お願いいたします。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

これまでの答弁とは重複するところがございまして恐縮ではございますが、町のホームページには、議会特別委員会や住民説明会で説明させていただいた資料など、必要な情報について公開もしており、ご意見も受けれる体制としておりますので、現時点で改めて事業に関する住民説明会を行う予定はございませんが、正しい情報を住民に伝えていくということは、事業を進めていく上で重要と考えておりますので、町広報紙等におきまして、事業の概要や進捗について、また、公民連携事業以外にも、ごみの減量化や資源化、また環境行政等についても幅広く情報発信をしていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

ぜひ説明会開いてください。要望しておきます。

続いて、粗大ごみの搬入についてご質問させていただきます。よろしいですか。

10月からね、粗大ごみの搬入、これが変わったということで、広報紙ただおか、広報ただおかにも載せられていたんです。12月の広報にも載せられています。で、そういったところでですね、この広報を見た方から電話がかかってきました。直接搬入が親族であっても、運転は本人でなければ搬入できないと、このように書かれてるんやけど、これ間

違つとるん違うかということで電話がかかってきました。

しかし、町に聞くと、そのようにされたということでもあります。この方に関しましてですね、この方だけではないですけども、今非常に免許をね、もう高齢になって返納している方が多くおられます。そこで、そういった方々がですね、家の中のごみ、年末年始、特にまた増えてきますけれども、整理をして粗大ごみを持込みしたいということであって、子供が隣の岸和田であったり、泉大津に住んでるとすると、他市に住んでるわけですから持っていけないわけなんです。

同乗も駄目なんです。同乗で横に乗って行っても駄目やと、そういうことをおっしゃってました。なぜ、このような経緯になったのかということは、担当課にあらかじめお聞きしております。それは、他市からの違法な持込み防止をするためだという理由でありました。

しかし、今私言いましたように、免許をもともと持っていた高齢者の中には、免許を返納されている方も増えてきていますし、今回の改定では、忠岡の住民の方が粗大ごみを持込みをするとしたら、近隣市に住んでいる親族が行っても、もう駄目だということであるんです。本人が助手席に乗っていてもあかんと。これはひどい改定ではないかというふうに思います。

町のお返事で、一部の不正な持込みが他市や業者からあるというのは、随分もう前からね言われてました。そのことについては、監視カメラをつけるとか、それからやはり厳しいね、受取のときに厳しいチェックが必要であると、監視カメラもついたとお聞きしておりますけれども、厳しいチェックが必要であるというふうに思います。このような不正な持込み、これは絶対駄目です。私も駄目だと思う。それが公平のことですので、駄目です。

ただ、このような不正な持込みが一部あるということで、善良な忠岡町の住民が不利益になる。不利益になっています。で、今回のこのルール変更、これはあまりにも乱暴ではないかというふうに思います。ですから、住民が困ることのないように、今までどおり元に戻すことを求めたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

本件につきましては、忠岡町の住民を助手席に乗せ、他市から排出されたと思われる一般廃棄物、あるいは事業系のようなごみを持ち込む事例が多く見られたことから、そうした不正利用を排除するため、本年度の途中から取扱いを変更し、当該持込みルールについて広報紙等で住民周知を行ってまいりました。

実際に町内でお住まいで、車の運転ができないため他市の親族に依頼してというような方がおられるかと思いますが、そういった方には、粗大ごみ処理券を購入して、粗大ごみを出していただくか、量が多いようであれば、軽トラック1車6,000円、2トン車1万2,000円の臨時ごみ収集サービスもございますので、そちらをご利用いただくようなご案内をしておるところでございます。

またですね、本年度の取扱いの変更については現状の不正持込みを食い止めるため、応急的に実施したものでございますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

数年前でもですね、他市に住んでいる娘さんが忠岡町民のお母さんのごみを持込みに行ったら、受付されなかったという、そんな例はあるんです。で、お母さんを迎えに行って同乗して持込みができたということを聞いています。このような例は今までもありました。だから、わざわざこんな改正をする必要はないというふうに思うんですね。

で、ちょっと私、他市にもちょっといろいろ問合せをしたんです。泉北環境整備施設組合、高石市、泉大津、この一部事務組合ですね。ここは、必ずやはり同乗はしていただきたいということで、運転はほかの方でもいいんです。同乗してください。そういったことを言われてました。それから、岸貝清掃ですね。ここもやはり同じことで、家族ならね、本人が同乗してなくてもいいですと、そういうこともおっしゃってました。ですからね、こんな厳しいことをやってる自治体はほかにはないです。

どれだけね、やはりその他市からの不正ごみが多くなったということで、どれだけ他市のごみが持ち込まれているのかということは担当課に聞きましたが、量とか件数、それは分からないと言っていました。不法なごみが増えているというんでしたら、やはりそこはしっかりとチェック体制が要るんじゃないですか。人手がないんだったら、それ人員もつけたらいいというふうに思います。数名つけるだけで随分変わってくると思いますよ。ですから、それもありだというふうに思います。

ですから、やはりそういった不正なごみを持ち込ませないということは、やっぱり忠岡町なり、SPCの役割ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

不正の原因といたしましては、持込み手数料が本町が近隣他市と比べ著しく低いことが原因であると思われます。他市におきましては、物価の変動等の理由から複数回料金改定を経て、現状としては本町より高い手数料となっておりますので、他市の方からすると、忠岡町に持ち込めれば安いといった動機があるような現状でございます。

先ほどの答弁と同じになりますが、本年度の取扱いの変更につきましては、現状の不正の持込みを食い止めるために応急的に実施したものでございまして、根本解決を目指すとなれば、料金改定の可能性も視野に入れる必要があろうかというふうに考えているところでございます。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

ですから、持ち込めない方は500円のシールを買って貼るということになるわけですね。もちろん500円のシールを貼って出している方も町内にはおられます。で、先日ね、粗大ごみ、車で持って行けないということで、シールを購入した。この住民さんは、傘が4本、スニーカーが4足、それだけの粗大ごみでありますけども、それぞれシールを貼ってくださいと言われたということで、500円の券2枚買って、1,000円使われたわけです。非常に高いというふうに思います。

今後ね、本人が運転できない場合は、このようなケースが増えるわけですよ。ですから、今担当次長は、抑制するために料金の値上げという言葉もおっしゃいましたが、料金を値上げすると、そういったところに直結するのではなくて、やっぱり不正なごみを持ち込ませないという忠岡町の努力が要るのではないかというふうに思います。

今、次長の答弁では応急的なのというところもおっしゃいましたので、応急でしたら、応急なんで変えるということも十分できるというふうに思います。ですから、やはりこれは本人が、せめて本人が同乗してたら、他市の運転手さんであっても、それはもちろん親族で限るとかいろいろありますけれどもね、やはりそこは受け入れると、そうされるべきだというふうに思います。もう一度、答弁お願いします。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議員のご意見の中にもございましたけども、今後高齢化のほうが進み、高齢な方が増えていくことを鑑みますと、ご指摘のようにご自身の運転を求める現状の取扱いなど見直す

必要もあろうかと思いますので、今後検討を進めてまいります。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

ぜひね、もう元に戻してください。お願いいたします。

次に、加齢性難聴の補聴器購入補助、これを拡充していただきたいという質問であります。

今年、6 月からやっと担当課していただきました。6 月から始まったこの加齢性難聴の補聴器の補助、対象者は65歳以上、あと非課税世帯ですね、非課税世帯であるとなっております。ですので、何点かお問合せはあったようであります。私ところもじかに住民の方からどういう制度やということで、問合せも数件ありました。

ただ、非課税世帯、世帯で見えるんですから、その本人が非課税であっても、例えば息子さんらと一緒に同居しておられる方は、世帯で見えるわけですから、なかなかこの非課税世帯というところに引っかからないんですね。ですから、ぜひ拡充をしてですね、人数、非常にまだね少ないというふうに聞いておりますので、ぜひ拡充をお願いしたいという質問です。答弁お願いいたします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議員仰せのとおり、令和6年6月より加齢性難聴に対しての補聴器購入助成制度を、65歳以上の非課税世帯の方を対象として実施しているところでございます。議員お示しの対象者の拡充につきましては、始まって間もない制度でございますので、助成を受けた方の補聴器装用による効果や、実施市町の状況などを検証した上で慎重に検討すべきと考えております。

また、補聴器の購入費用は、医療費控除の対象であることも踏まえ、当分の間は現在の対象範囲で実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

私、度々泉大津の、お隣の泉大津の制度を紹介させていただいています。うちの制度、当町の制度でしたらですね、65歳で世帯で見るということで、介護保険と一緒のような縛りがあるわけなんですね。そこで、泉大津は課税世帯であっても4分の1見るということをされています。それからですね、年が50歳以上、これ非常に大事だというふうに思うんです。もちろん課税世帯に4分の1、これもありがたいですけども、年齢を引き下げて50歳以上。非常に助かるというふうに思います。65歳以上の高齢者、そういった方もなかなか人が集まるところ、そういったところに声が聞きづらいから行かないと、そういったことも聞いてますけれども、50歳以上の方は現役世代ね、仕事、仕事を持っておられる方がほとんどだというふうに思います、50歳以上ですから。なおさら、そういった方は仕事されているんですから、聞こえにくかったら非常に仕事がしにくいと。ですから、年齢も引き下げると。このことも非常に求められているところだというふうに思うんです。

忠岡町、6月から始まりましたので、対象者、使われた方は何人いますかということをお聞きしますと、今のところ2人、2人だというふうにお聞きしました。泉大津で聞きますとですね、泉大津は昨年の6月からしておりますので、1年早くされているわけなんです。令和5年で61人。まあ人口は違いますけどもね、61人の方がこの制度、この補助制度を使われたと言うておられました。6年度、令和6年度はまだ実数は出てないけれども、恐らく去年より上回るというふうに担当課は見ておられます。ですから、やはり使い勝手がよかったら、これだけ対象者も増えるということなんです。

予算にしてもですね、僅か50万円ね、取っておられます。ですから、そんなに財政逼迫する制度ではないんですから、ぜひ拡充をしていただきたいというふうに思いますが、もう一度答弁お願いいたします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

先ほどと同じ答弁にはなりますが、補聴器の購入費用につきましては、医療費控除の対象であることも踏まえまして、当分の間、現在の対象範囲で実施してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

本町、高齢化が進んでいるわけなんですけれども、65歳以上の方は人口割で約二十、約ですがすみません、65歳以上28.7%。これだけ65歳以上の方が人口で見ると非常に割合が多いということも言われていますので、やはりそれを見ると、2人しか対象者がいないということは、やっぱり使い勝手が悪いという制度だということでもあります。

ですから、これはもうぜひ拡充をしていただいて、泉大津のように多くの方が使う制度ね。今までも、この加齢性難聴に関しましては、認知症の予防にもなるとWHOでも言われているので、それは今までも言わせていただいたところです。やはり認知症を防ぐということも非常にね、忠岡町、その役割は大事だというふうに思うんです。ですから、そんなに予算が要りませんので、補正でも組んでね、新年度を待たなくても、今でも補正を組んで、僅かの金額です。ですから、できるというふうに思います。もう一度答弁お願いいたします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

同じ答弁にはなりますが、実施市町の状況を踏まえた上で、慎重に検討すべき内容であると考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

ぜひ検討してください。よろしくお願いいたします。

最後の質問に移ります。

さつき道路の歩道の整備計画についてであります。さつき道路の歩道、非常にガタガタであります。水路敷のコンクリート蓋がですね、非常に劣化して、半世紀はたってるんじゃないかということもお聞きしました。そういったガタガタ道でありますから、自転車の通行時、非常に危険だということと、三輪のね、乗っておられる方は、それでハンドルをとられてガードレールにぶつかりかけたと、そういったことも聞いているんです。ですから、このことはもう私が議員になるときかな、なる前からね、これは我が党がずっと取り上げていることなんです。

ぜひね、整備計画、非常に劣化しておりますので、整備計画を立てて準備していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城産業住民部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

中央線、通称さつき道路の歩道は自転車通行可能となっておりますが、ただし13歳未満の子供や70歳以上の高齢者、体の不自由な人が自転車を運転しているときとなっております。また、歩道を自転車が走行する場合も、自転車は車道寄りの部分を徐行しなければなりません。中央線の歩道については、車道側をアスファルトで舗装しており、住宅側の一部が道路側溝をコンクリート蓋で構成されています。このことを踏まえましてご答弁させていただきます。

議員ご指摘の区間に設置されているコンクリート蓋は、構造上、間隙が発生するものであり、自転車で通行する際に少しの段差やガタツキが生じることは把握しております。当該区間のコンクリート蓋の改修は、歩道並びに民地側の高さが決まっていることから、雨水の勾配を確保するためには、現地にてコンクリート蓋を打ち替える方法しかなく、大がかりな工事になります。

また、現地を確認したところ、コンクリート蓋の劣化状況は重大な事故が発生する状況ではないと判断しております。安全面の観点から、早急に対策する必要性は低いものと考えております。しかしながら、中央線は本町を横断する主要な基幹道路でございます。有効な歩行者空間の確保や、自転車道の設置などを進めていきたいとは思いますが、用地の確保などにおいて非常に多くの問題を抱えており、現時点では明確な方向性を持っているものではございません。道路維持補修の優先度の高い箇所が一定程度完了した後の案件であると考えております。

以上でございます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

私、先日、自分の車での移動が多いんですが、一度歩いてみようと思ひまして、2往復ぐらい大分距離歩きました。歩いていると、やはり段差とか目で見て分かるんですね。そういった箇所は担当課のほうにお伝えして、そこはすぐに応急処置をしていただいたところであります。

ただ、言われたことは、歩いてでは分からんと。やはり自転車ね、車輪、タイヤがついたものね、そういったもので走らないと歩いてでは分からんと言われたもので、私自転車

でも走ってきました。やはり自転車だと歩くのと全然違うんですね。かなりやはり運転するとガタガタと、ガタガタいうてます。

それで、今部長言われたように、車道の部分のほうを自転車は走行するということでありましてけれども、広い幅のある歩道でしたらええですけど、やはりだんだん東、上のほうに上がっていくと、歩道もちょっと狭くなったりして、なかなか車道側だけを走るところは難しいんじゃないかなというふうに思うんです。

ですので、今日も行きし、ちょうどね、子供さんを乗せたベビーカー連れてる多忙なお母さんいらっしゃいましたけど、やはりガタンとやっておられました。もう一つ、今の歩道の切れているとこね、開口部の部分というんですか、そこはかなり段差がね、あるので、そこはかなり、ちょうどそこを歩いていらっしゃったんですけど、ガタンってなりました。ですから、やはり自転車、それからベビーカー、歩行器をついていらっしゃる方、車椅子の方、そういった方には非常にこのさつき通りっていうのは走りにくい、運動しにくい、そういった状況であります。

今、部長おっしゃいましたように、優先順位をつけているということでもありますけれども、やはりここは、住民の方は大体言いありますわ。何か町に言うたら、あのガタガタ道直してほしいということでもありますので、やはりここは計画ね、計画すら立てていらっしゃらないようですので、計画にはぜひ入れてしていただきたいというふうに思います。お願いいたします。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城産業住民部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

先ほどの答弁と重複しますが、現在のところ計画、そのような考えはございません。先ほど議員がおっしゃるようになりますね、部分部分での補修というのは、また言っていただきましたら、その都度その都度対応させていただきます。

以上でございます。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

そんな計画ありませんって、そうじゃなくて、住民が要求してるんやから、そこは検討すると、それぐらいの答弁はしていただきたいというふうに思います。いかがですか。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城産業住民部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

やみくもに何でもかんでも計画立てるもんではございませんので、その辺のところは、現在のところは計画を立てるような考えはございません。

以上でございます。

6 番（河野 隆子議員）

その先は計画していただけるんですか。ないですか。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城産業住民部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

現在のところは計画を立てる考えはございません。

以上でございます。

議長（北村 孝議員）

以上で、河野隆子議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これをもって一般質問を終わります。

議長（北村 孝議員）

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

次回の会議は、明日 12 月 6 日金曜日午前 10 時より開きます。本日は大変にご苦労さまでした。

（「午後 3 時 25 分」 散会）